

2019（平成31）年度
事業計画書

社会福祉法人 牧ノ原やまばと学園

目次

1 法人	1～11
◇	
2 垂穂寮.....	12～14
3 やまばと希望寮.....	15～16
4 わかば（もくれん含む）	17～18
5 みぎわ.....	19～20
6 ケアセンターさざんか.....	21～22
7 ケアセンター野ばら.....	23～24
8 ケアセンターかたくりの花.....	25～26
9 ワークセンターカサブランカ	27～28
10 ワークセンターコスモス	29～30
11 ワークセンターなのはな	31～32
12 ワークセンターあさがお	33～34
13 ワークセンター希望の家（ふれあい含む）	35～36
14 ワークセンターやまばと	37～38
15 ワークセンターさくら.....	39～40
16 ケアセンターマーガレット.....	41～42
17 レタスクラブ	43～44
18 生活支援センターやまばと	45～46
◇	
19 聖ルカホーム（ショートステイ含む）	47～48
20 グレイス（ショートステイ含む）	49～50
21 相寿園	51～52
22 ぎんもくせい.....	53～54
23 デイサービスセンター真菜.....	55～56
24 デイサービスセンターすずらん.....	57～58
25 ライフサポートさふらん	59～60
26 居宅介護支援事業所シャローム.....	61～62
27 牧之原市地域包括支援センターオリーブ.....	63～64
28 コミュニティセンターぶどうの木	65～66
29 介護職員初任者研修	67

社会福祉法人は、国や県の認可を受けた公益法人として法令を遵守しつつ活動を進める義務があるし、同時に、対人援助活動をする団体として、そのメンバーである職員ひとりひとりが、対人援助の働きにふさわしい人格と専門性を備えていることが求められている。

前者の「法令遵守」に関しては、2019年4月1日から「働き方改革関連法」が順次施行されるので、当法人も、残業時間や有給休暇取得等、法令に則った人事・労務管理をしていく予定である。また、三年前の社会福祉法改正に対応して、ガバナンスの強化や、事業運営の透明性向上、財務規律の強化等に努めてきたが、今年度もさらに中身を充実させたいと考えている。

一方、後者に関しては、「福祉は人なり」という言葉もあるように、私どもの働きの良し悪しは、職員一人一人の人格と専門性にかかっていると看做しても過言ではない。従って、そのような職員が育つよう、必要で有益と思われることを人知を尽くして検討し、実施していきたい。

当法人が重視する「人格の尊重」と「助け合い」は、創立の精神であるキリスト教精神の特色でもあるので、その理念が理解され、ご利用者に対しても、職員同士の間でも、また、地域の人たちとの交わりにおいても、理念が実践され、継承されていくことを目指したい。

I. 基本理念、行動指針、わたしたちの目標

牧ノ原やまばと学園は、「ともに生きる」というモットーを掲げ、ご利用者、職員、地域の人々など、私たちが関わる全ての方が幸せになる共生社会形成を目指している。

学園に係る役職員全ては、2019年度も、その具体化のためにベストを尽くすが、幸せな人間関係は、何よりもまず身近なところ、自分たちの内部から始まることを銘記し、ひとりひとりが絶えず下記の原点に立ち返って反省し、自分の職場を笑顔あふれる場にしていきたい。

1. 基本理念

「ともに生きる」～ご利用者とともに、職員とともに、地域とともに～

2. 行動指針

わたしたちは、5つのたいせつを守ります。

- ①ご利用者をたいせつにします。
- ②職員をたいせつにします。
- ③人をたいせつにします。
- ④地域をたいせつにします。
- ⑤福祉活動の基盤となっている聖書の価値観をたいせつにします。

3. わたしたちの願い

- ①ひとりひとりを、かけがえのない大切な人として重んじていきたい。
- ②ひとりひとりとしっかり向き合い、その喜びや成長のために力を尽くしていきたい。
- ③働く仲間を大切に、力を合わせて前進していきたい。
- ④地域の声に耳を傾け、福祉ニーズに応えていきたい。
- ⑤地域とのつながりの中で、仕事を進めていきたい。
- ⑥私たちの働きを通して、障がい者や高齢者の生命の輝きを伝えていきたい。

II. 2019年度牧ノ原やまばと学園の事業概要

昨年度から部長を設置したが、本年もこの組織体制を継承し、理事長・部長一施設長、あるいは、理事長―事務局長―事務長―事務主任の連携により、全体の意思疎通と情報共有、職員育成や、各事業所の課題把握に努め、最終的には、経営会議〔理事長、事務局長、部長（障害者部門2名、高齢者部門2名、双方に関わる部長1名）〕で、決議し、事業を進める。

本年度に実施する事業や組織体制、役員・職員状況等については、添付資料をご覧ください。

1. 本年度実施事業：添付資料Ⅱ-1
2. 組織体制：添付資料Ⅱ-2
3. 役員・評議員名簿、並びに、職員状況：添付資料Ⅱ-3
4. 理事会等、会議や研修等の年間予定表：添付資料Ⅱ-4
5. 2019年度実施予定の主要な研修内容：添付資料Ⅱ-5

Ⅲ. 重点目標と計画

当年度も、次の6つの重点目標を掲げる。

1. 良い人間関係の形成
2. 理念の浸透、並びに、サービス提供指針に基づくケアの実践
3. 良質な福祉人材の確保と育成
4. 経営感覚の養成
5. 秩序ある組織の構築と、ムリ・ムダ・ムラのない職場づくり
6. 法令遵守、並びに、虐待防止・リスク管理・安全管理の徹底

Ⅳ. 重点目標に関連した活動計画

1. 良い人間関係の形成について

職員同士が、お互いを尊重し、弱さを受け入れ助け合っていくことが、ご利用者への良い支援にもつながり、定着率を高めることにもなる。そのような職場になるための工夫（例えば、「感謝カード」の発表等）を、管理者会で公表しお互いに参考にしたい。

法人としては、聖書のことばは、神から愛されている自分や他人に気づき、自他の弱さを受け入れ許し合う気持ちを育むのに有益と考えるので、聖句を知る機会を設けたい。

2. 理念の浸透、並びに、サービス提供指針に基づくケアの実践（こころと知識の養い

前述1でも記したが、理念の理解は、聖書に聴くことなしには深められないとも言える。施設長達と話し合い、最適な形で、どの施設でも聖書の内容を知る機会を作りたい。

一方、サービス提供指針の内容はかなり周知されてきたので、当年度は、指針に基づいた「業務の標準化」と、専門的知識やスキルの習得を、全事業所に対して求めたい。

3. 良質な福祉人材の確保と育成

(1) 福祉人材の確保：有効だったのは、①～④なので新年度もこれらに力を入れたい、

- ① 施設実習した学生が、施設に対して好感を抱くこと、②介護職員初任者研修の開催、③就職説明会や学校における職場の紹介、④ハローワークを熱心に訪問。

※人材確保の面で有効ではなかった「ナビ」は、中止した。「市役所広告板やタウンページ等への広告」「フェイスブックによるPR」や「ロゴマークの贈呈や普及」「進学奨学金制度」については、この1年かけて、続けるかどうかを判断する。

(2) 職員育成について

- ① リーダーシップ教育の重視：リーダーの在り方について学ぶと同時に、主任や副施設長の役割等を明確に伝え、若手が次の責任を担っていけるよう育成する。
- ② 各事業所において、(例えば介護福祉士等)有資格者4割以上を占めるよう奨励：資格取得しやすい環境になっているかを検討し、必要に応じて改善する。
- ③ キャリアアップ制度に基づく研修の活用：役割の自覚と専門性の育成に努める。
- ④ 「介護初任者研修講座」の開催：今年度も必要な職員には受講を勧め助成する。
- ⑤ 職員の心のケア：必要な情報を収集・共有し、メンタルチェック等の活用を促し、早めに対応できる環境を整備する。

(3) 外国人労働者の雇用やロボットの導入：引き続き検討し、対応する。

4. 経営感覚の養成：昨年も同じ目標を掲げ、かなり向上したが、引き続き目標とする。

- ▼職員は誰でも、職場（大規模の施設は、最小単位に区分）の収支状況を把握できる。
- ▼主任は、自分たちの職場の収支状況を理解し、身近な案件で改善案を提案できる。
- ▼経理担当の事務職員は、ルールに則った正確な仕事ができ、財務諸表も理解できる。
- ▼経理担当のベテラン職員は、財務諸表を理解し説明できる。改善案も提案できる。
主任以上の職員に対し、分かり易く教えることができる。
- ▼施設長や事務長は、職員誰もが、自分の職場の収支状況を理解できるように助ける。
収支状況を正確に把握でき、経営分析もでき、改善策を立てることもできる。

5. 秩序ある組織の構築と、ムリ・ムダ・ムラのない職場づくり

- (1) 業務をマニュアル化し、仕事の内容や、何をすべきかについて理解し易くする。
- (2) ベテラン職員と新人職員に関して、共通の仕事と分けたほうがよいものを判別し、必要に応じて分け、有効に職員を育て協力できる体制を築く。
- (3) ICT化や、見える化によって、文書量の削減や、労務の合理化を図る。
- (4) アイデア制度を活用し、ムリ・ムダ・ムラのない職場づくりの案を出してもらう。

6. 法令遵守、並びに、虐待防止・リスク管理・安全管理の徹底

- (1) 近年施行された福祉関連の法令は、皆で学び熟知し、法令遵守に努める。
- (2) 「虐待はあってはならない」ことを職員に周知徹底すると同時に、事業所においては、ご利用者への対応がマンネリ化しないよう、また、不適切なケアではないかと思った時に勇気をもって発言できる職場環境や人間関係の形成に努めてもらう。
- (3) 「虐待防止マニュアル」と「虐待防止対応規定」に基づき、各事業所で虐待防止の学びをすると同時に、年2回の全体虐待防止委員会で、情報を共有し防止に努める。
- (4) リスク管理や安全管理については、優れた対応事例を学び、参考にしたい。使用頻度の多いパソコンに関しては、サイバー攻撃からのリスク対応を当年度に行う予定。

V. やまばとリニューアルプラン「中長期方針・11の変革テーマ」に関して

2016年3月から6月にかけて作成した「牧ノ原やまばと学園リニューアルプラン」の中で、わたしたちは、下記の11の変革テーマを掲げた。

- (1) 理念・ビジョンの浸透、(2) リーダーシップ教育、(3) 支援内容の充実、
- (4) 仕事の見える化、(5) マネジメント教育、(6) 報酬・評価制度改革、
- (7) アイデア提案制度、(8) 内部統制強化、(9) 会議体の再整備、
- (10) 施設整備計画、(11) 地域包括ケアシステムへの継続的な参加

昨年度迄は、これらを法人の事業計画の中に組み込み、特に、「リニューアルプランにおける11の変革テーマ」として小タイトルをつけて紹介してきたが、例えば、(5) マネジメント教育、(8) 内部統制強化、のように、社会福祉法改正に対応して早く着手しなければならなくなったものもあれば、(6) 報酬・評価制度改革のように、国が勧めるキャリアパス制度構築に対応して具体化に至ったものもあった。いずれにしても、計画作成から3年を経た今では、特に、「11の変革テーマ」として別個に紹介しなくても、法人の事業計画の中で伝えることができるので、当年度からは、そのようにしたい。(小タイトルの部分は割愛)。

なお、11番目のテーマである「地域包括ケアシステム」とは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい人生を全うできるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供していく「地域における包括的な支え合いシステム」で、国は2025(平成37)年を目途に整備を進めている。昨年度から始まった「総合事業」は、地域包括ケアシステム実現に向けた「地域づくり」の一つであり、当法人もこの事業に参加したので、困難はあるが、地域住民が安心して生活できる環境整備のためふさわしいサービスを提供していきたい。

VI. その他の主要な活動計画

1. 職員の労務環境改善に関する計画

- (1) 働き方改革関連法施行に伴い本年4月1日より実施すべきこと
 - ①時間外労働の上限の厳守。原則として、月45時間、年360時間。
 - ②毎年5日間の有給休暇の付与義務(ただし、10日以上の有休権利を持つものが対象)
- (2) 一般事業主行動計画(有給休暇の消化/育児休暇/ノー残業デー)の継承。
働き方改革の流れの中で、仕事と家庭の両立を図る雇用環境を整備していきたい。
- (3) シニアワーカーの実態把握と適切なルール作り
意欲と協調性のある高齢者が長く働けて、事業所にとっても有益な環境を整備したい。
2. 「ワークセンターあさがお」(就労継続B型事業所・定員20名)の建設
2019年3月時点で申請終了。7月頃結果が判明。承認されれば、2019年度着工予定。
3. 「ワークセンター希望の家」(就労継続B型事業所・定員20名)の多機能化の運動
島田市へ隣地借用の要望書を出したが、旧庁舎解体後の土地計画を優先させる模様。
4. 「ケアセンターさざんか」(生活介護・定員20名)、並びに、
「デイサービスセンター真菜」(通所介護、定員35名)の建設計画
2019年3月時点で、土地(白地)1800㎡の購入について、交渉中である。
5. 「ワークセンターコスモス」の建設計画
創立36年になるので、2年後(2021年)の国庫補助申請を目指して準備していく。
6. グレイス拠点区分の借金返済後の経営改善
かなり改善されたが、拠点内におけるシャロームの収支状況の改善を図りたい。
7. 防災体制本部機能の確立と、安否コールシステムを活用した防災訓練の実施
BCPに基づいた防災体制・本部機能訓練、又、安否コールシステム活用に慣れる。
8. 高齢化した障害者に関する定期的話し合い
各施設の現状や周囲の福祉状況について情報共有し、今後の在り方を検討したい。
9. オリーブ園の運営について定期的話し合い
開園4年目。レタスクラブのメンバーが、時々、オリーブ園を訪れる予定。
10. 2020年11月開催予定の「創立50周年記念式典・祝賀会」開催計画
委員長や担当者を定め、「歩みのあと」のまとめや、記念誌発行等の準備を行う。

VII. 地域における公益的取り組み

1. 低所得者への利用者負担軽減制度事業を続ける。
2. ひとり暮らし高齢者のための「ワイワイ話そう会」を継続する。
3. 地域のサロン参加者(高齢者)のための送迎協力も続ける。
4. 心を病む人たちの居場所「レタスクラブ」の運営を続ける。
5. 相談支援、権利擁護等の事業は、高齢者部門も障害者部門も、多忙で課題が多いが、地域生活を支える上で有意義で大切な活動と考えるので、協力していく。
6. 「養護老人ホーム」の運営も、決して楽ではないが、生活困窮者が多く利用しており、公益的役割を果たしていると受けとめている。今後も、地域の福祉課題に応えていきたい。

VIII. 機関紙、並びに、ホームページ

1. 広報活動:フェイスブックの活用は継続。ロゴマーク、クリアファイルの発行は再検討。
2. 機関紙の編集:編集員会で検討し、共鳴者や支援者の輪が広がるよう、中身を工夫する。
3. ホームページ:若者たちの意見も聞いて、関心を持たれる内容に刷新する予定。

IX. 実習生やボランティアの受け入れ

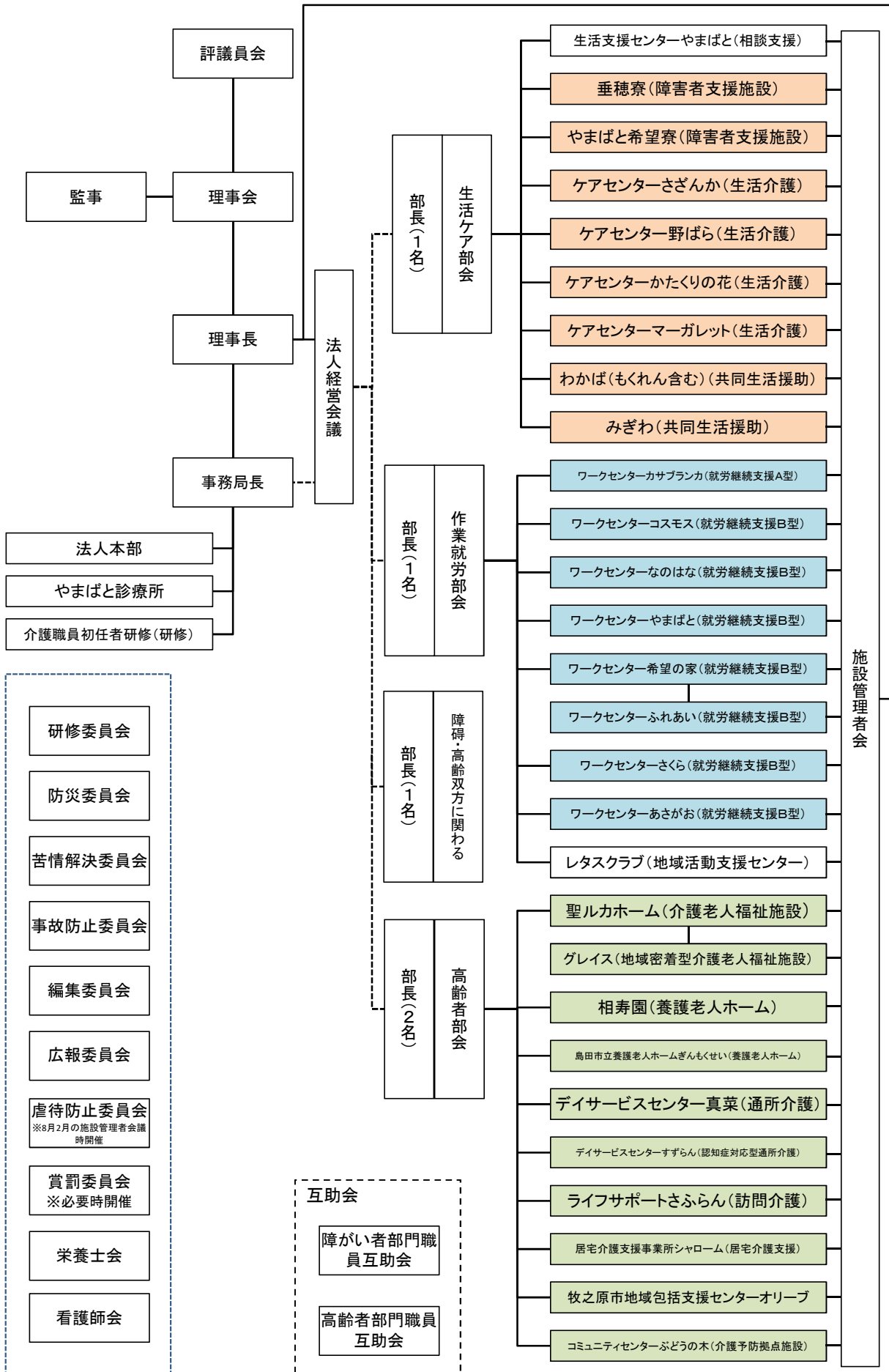
1. 実習生:丁寧に対応し、学生の皆さんに感動を与え、適切な道を選べるよう協力したい。
2. 坂部小学校生徒との交流:6年に及ぶ有意義な交流であり、良い形で進展させたい。
3. ボランティア:受入れと育成に関して、関係者間で長期的・全体的視点で話し合いたい。

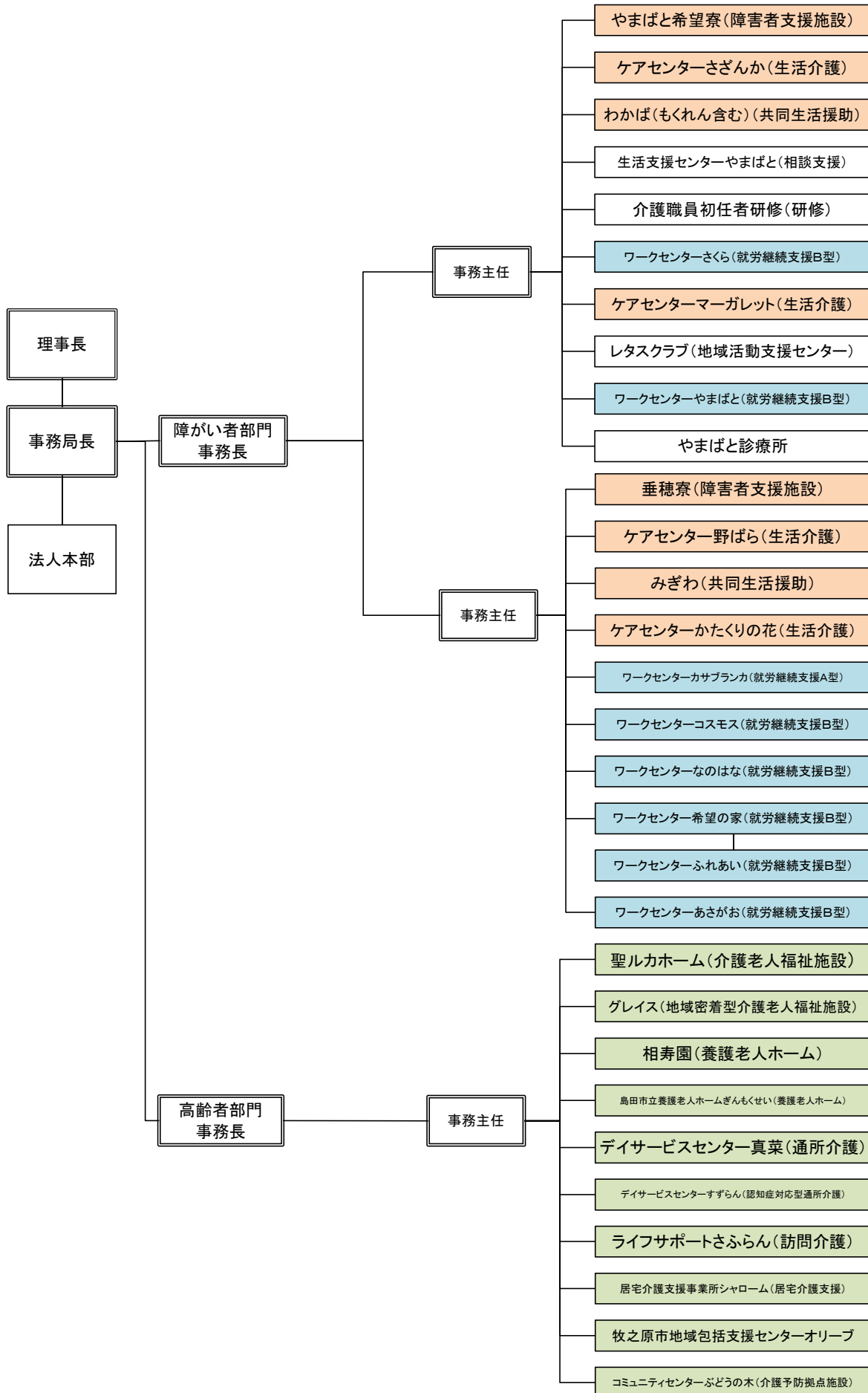
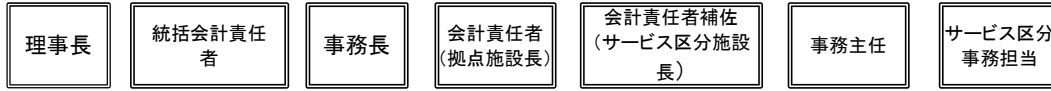
2019年度 牧ノ原やまばと学園 実施事業

※職員数のみ2019年3月1日現在(レインボー職員除く)

2019/4/1 資料Ⅱ-1

事業	事業所名	種別	設立年月日	定員 ()SS	管理者等	正規職員	準職員	嘱託	パート	合計		
	1 法人本部	—	1970・4・12	—	板倉 仁	3		2	1	6		
老人福祉	第一種	2 聖ルカホーム(※2種事業ショート含む)	介護老人福祉施設他	1981・5・1	70(10)	大石 幸	40	1		30	71	
		3 グレイス(※2種事業ショート含む)	地域密着型介護老人福祉施設他	2010・8・1	29(8)	山脇 世津子	19	1		13	33	
		4 相寿園	養護老人ホーム他	1961・9・1	50(5)	松田 正幸	6		1	11	18	
		5 島田市立養護老人ホームぎんもくせい	養護老人ホーム他	1952・3・1	50(2)	片山 喜之	10			11	21	
		6 デイサービスセンター真菜	通所介護他	1999・4・1	35	吉田 陽子	5			20	25	
	第二種	7 デイサービスセンターすずらん	認知症対応型通所介護	2010・8・1	12	山脇 世津子	1			6	7	
		8 ライフサポートさふらん	訪問介護他	2000・11・1	—	大石 幸	2	1		11	14	
		第一種	9 垂穂寮(※2種事業ショート含む)	障害者支援施設他	1987・4・1	50(4)	大畑 彰弘	32	1		13	46
	10 やまばと希望寮(※2種事業ショート含む)		障害者支援施設他	1997・4・1	30(5)	高杉 和成	19	2		9	30	
	障害者福祉	第二種	11 わかば	共同生活援助(主住居)	2010・4・1	10	高杉 和成	2			8	10
			12 もくれん	共同生活援助(従住居)	2010・4・1	10	高杉 和成	1			14	15
			13 みぎわ	共同生活援助	2010・4・1	15	嶋 夏実	2	1		9	12
			14 ケアセンターさざんか	生活介護	1997・4・1	20	桑原 裕子	5			9	14
			15 ケアセンター野ばら	生活介護	1999・4・1	20	大畑 彰弘	4	1		8	13
			16 ケアセンターかたくりの花	生活介護	2006・4・1	20	渡邊 千恵子	3	2		7	12
			17 ケアセンターマーガレット	生活介護	2005・4・1	20	増田 今日子	3	1		8	12
			18 ワークセンターカサブランカ	就労継続支援A型	2007・4・1	15	押尾 恵	1	1	2	16	20
			19 ワークセンターコスモス	就労継続支援B型	1980・4・1	20	高松 祐輔	3			7	10
			20 ワークセンターなのはな	就労継続支援B型	2000・4・1	30	河本 敦子	4			7	11
			21 ワークセンター希望の家	就労継続支援B型 主	1981・10・1	40(20)	吉崎 伸男	3		1	6	10
			22 ワークセンターふれあい	就労継続支援B型 従	1994・4・1	(20)	吉崎 伸男	2			4	6
			23 ワークセンターやまばと	就労継続支援B型	1977・10・1	20	川嶋 栄	3	1	3	1	8
			24 ワークセンターさくら	就労継続支援B型	1981・10・1	22	鬼頭 淳	4			4	8
			25 レタスクラブ	地域活動支援センター	2010・10・1	—	鬼頭 淳	1			2	3
	26 ワークセンターあさがお	就労継続支援B型	1992・4・1	20	榛地 裕子	2	1		6	9		
	27 生活支援センターやまばと(牧之原/島田/吉田)	相談支援	2003・10・1	—	田村 貴子	5			3	8		
	公益事業	28 居宅介護支援事業所シャローム	居宅介護支援	1999・10・1	—	山脇 世津子	2				2	
29 牧之原市地域包括支援センターオリーブ		地域包括支援センター	2006・4・1	—	鈴木 ひろみ	4		1	3	8		
30 コミュニティセンターぶどうの木		介護予防拠点施設	2000・2・1	—	神谷 美代枝	1		1	2	4		
31 やまばと診療所		診療所	1973・4・1	—	廣瀬 安之			1		1		
						192	14	12	249	467		





1. 理事・監事・評議員名簿

区分	氏名	役職その他
理事長	長澤 道子	社会福祉法人牧ノ原やまばと学園理事長
理事	姉崎 弘	常葉大学教育学部教授
理事	伊藤 巧	あつまりーナ館長・元島田市職員
理事	大石 幸	聖ルカホーム・ライフサポートさふらん施設長
理事	金子 初子	元施設長
理事	神谷 美代枝	コミュニティセンターぶどうの木施設長
理事	佐々木 炎	NPO 法人ホッとスペース中原理事長、牧師
監事	鈴木 新	(福)十字の園 本部長
監事	鈴木 武	静岡いのちの電話 理事
評議員	大石 節夫	吉田町社会福祉協議会会長
評議員	小澤 巖	静岡県青少年会館青少年交流スペースアンダンテカウンセラー
評議員	柴田 敏	静岡英和学院大学学長
評議員	杉本 正	牧之原市民生委員児童委員協議会会長
評議員	外岡 潤	当法人顧問弁護士 法律事務所おかげさま代表弁護士
評議員	長谷川 清太	聖隷福祉事業団軽費老人ホームもくせいの里園長
評議員	早川 ひろみ	創設期のやまばと学園職員
評議員	久田 則夫	日本女子大学人間社会学部社会福祉学科教授
評議員	渡辺 紀久子	NPO 法人「日本のこどものための委員会」理事長

2. 職員状況

【正規職員】	192人	(男 69人 女 123人)	平均年齢	46.1歳
【準職員】	14人	(男 4人 女 10人)	平均年齢	53.3歳
【嘱託職員】	12人	(男 7人 女 5人)	平均年齢	69.9歳
【パート職員】	249人	(男 56人 女 193人)	平均年齢	56.5歳

2019（平成31）年度年間予定表（理事会その他の会議や、研修等）

社会福祉法人 牧ノ原やまばと学園

	理事会・評議員会	法人関連の会議や研修等	その他
4月		新人オリエンテーション1（4/1）、 苦情解決委員会	杉山会計決算監査 杉山会計消費税監査
5月		新年度 全体職員研修、障がい部門研修①、理念を学ぶ会 決算ヒアリング、防災委員会、事故防止委員会	業務監査 会計監査
6月	2019年6月1日 理事会 2019年6月22日 評議員会・理事会	高齢者部門研修① 新人職員研修①（接遇・コミュニケーション）	
7月		障がい部門研修②	恵泉女学園訪問
8月		高齢者部門研修② 交通安全講習会 理念を学ぶ会 全体虐待防止委員会 納涼祭（各施設）	介護職員初任者研修スタート （31日より、毎土曜日）
9月	2019年9月28日 理事会	新人オリエンテーション2（9/2） 2等級研修 障がい部門研修③	1次補正ヒヤリング
10月		コミュニケーション研修Ⅱ 秋季全体研修 苦情解決委員会	牧ノ原やまばと学園49周年
11月		高齢者部門研修③ 理念を学ぶ会 事故報告委員会	聖隷信徒交流会（11月9日） 2次補正ヒヤリング 東京で、すみっこの石コンサート
12月	2019年12月21日 理事会	法律研修 クリスマス会（各施設）	介護職員初任者研修修了
1月		防災会議	
2月		理念を学ぶ会 全体虐待防止委員会	3次補正ヒヤリング
3月	2020年3月21日 理事会		
その他		【毎月】法人経営会議、施設管理者会議 高齢者施設と障害者施設の部門会、編集委員会、研修委員会 【奇数月】誕生月研修 各施設避難訓練 毎月、機関誌「やまばと」発行	各施設実習生・見学者等受け入れ 各施設ボランティア受け入れ 県社協・経営協主催、関係機関団体主催の研修へ参加

新年度全体職員研修（全体職員研修 1 回目）

◎対象：全職員 日時：5 月 18 日、 場所：坂部区民センター ※予定
講師：宮嶋 望 先生
演題： 「ともに生きる」

秋季全体職員研修

◎対象：全職員
講師・日時・内容：未定

誕生日研修

◎対象：全職員（正職員及び社保加入以上のパートは必須）
内容：理念
日程：奇数月

障害者福祉に関連した研修、並びに、高齢者福祉に関連した研修

◎対象：障害者施設・高齢者施設の 1 等級の職員
回数：いずれも年に 3 回
内容：障がい部門（障害特性理解・てんかん講座・総合支援法）
 高齢者部門（高齢者特性・正しい介助技法・介護保険等）
日程：（障がい部門 5 月 7 月 9 月/高齢者部門 6 月 8 月 10 月の予定）

新人職員研修（障がい部門と高齢者部門の合同）

対象：全部門新人職員 講師：伊藤巧
日程：6 月 6 日（木）
内容：接遇・コミュニケーション

新人職員オリエンテーション

対象：全部門新人職員、
日程：年 2 回 4 月 1 日（月）・9 月 30 日（月）9 時 ～ 17 時（施設見学あり）
内容：法人の理念と歴史、 就業規則等について、期待される職員像について等を学ぶ。

2 等級職員研修

対象：2 等級の職員
日程：10 月 3 日（木）
内容：障がい部門、高齢者部門の交換実習、コミュニケーション

3等級職員研修

対象：3 等級の職員

内容：主任基礎研修

- ・主任としての役割
- ・評価委について
- ・法人諸規定
- ・施設会計基礎

実践計画作成

4 等級職員研修

対象：4 等級の職員

内容：法律・労務・財務

日キ社事同（5年に1度）

5 等級職員研修

対象：5 等級の職員

内容：法律・労務・財務

日キ社事同（3年に1度）

6 等級職員研修

対象：6 等級の職員

内容：日キ社事同（毎年）

※介護職員初任者研修

全 15 回（土曜日） 2019 年 8 月 31 日～12 月 14 日（11/9 除く）

私たちは、牧ノ原やまばと学園の理念に基づき、次のような計画を立て事業を行います。

I 活動方針並びに課題

1 活動方針について

- (1) 基本理念『「ともに生きる」～ご利用者とともに、職員とともに、地域とともに～』を意識して、利用者支援と事業所運営を行う。
- (2) 行動指針である「5つのたいせつ」を意識して、利用者支援と事業所運営を行う。
- (3) 「わたしたちの願い」を意識して、利用者支援と事業所運営を行う。
- (4) 虐待防止に努めると共に、決して独りよがりにならずに、職員一人ひとりが成長でき、事業所の成長に貢献できる。そして、事業所運営を通して地域貢献できる事業所になる。

2 課題について

(1) 全体

① チーム支援の推進等について（虐待防止）

利用者支援については、各部門の専門職がまとまったチーム支援を意識して取り組む。また、チーム支援は、個別支援計画を中心として行われるとともに、部門内外の情報の共有化を進めることで、支援を統一化し、ご利用者の生活の質を高める。同時に、役割の明確化と、専門職としての意識と責任の育成が虐待防止への取組みとなる。

② 「移行」に関する取り組みについて

私たち垂穂寮が「出来ること」、「出来ないこと」を引き続き確認していくとともに、前年度に確認した「移行」に関する取組みを進める。

③ 短期入所、日中一時支援の受入れの拡大について

行政や地域等からの短期入所、日中一時支援の要望に答えることができるように進めていく。短期入所は、直近の稼働率0～1%の状況から、5～10%を目指す。ただし、職員の就労や居室の状況等を意識して運用を進める。

(2) 支援部門

① 支援計画に沿った支援の実施について

ご利用者一人ひとりの支援計画の実現と充実を目的として、日々、ケアに徹する。また、毎月の振返りを行うことで、支援の充実を図る。

② レッツ、コミュニケーション（傾聴と受容的態度）！

情報の共有化、他職種協同を目的として、ご利用者はもちろんのこと、職員同士がお互いに風通しの良い環境で仕事出来るようにするために、部門内、他部門とも積極的にコミュニケーションを交わす。結果、支援の統一、支援の底上げがなされる。

(3) 看護部門

① 看護師としての視点を整える

ご利用者は50歳前後にかけて、様々な疾病の発症が考えられる。予測しうる個別の問題から、異常の早期発見に努め迅速な行動が取れるように看護師間および他部門と情報共有を図る。

② 嘱託医・医療機関との連携を図る

4月より新しい嘱託医への変更があるため、ご利用者やご家族の意向をふまえつつ、しっかりとした情報提供及び連携を図れるように各部門と協同していく。

③ 病気の予防と健康管理

感染予防対策を各委員会と協力し実施する。同時に、ケースチーム毎に感染予防について考え、学び、一人ひとりが即行動に移せるようになる。また、利用者の日々の

生活の中で共に楽しみながら身体を動かしていただけるようにする。グループや集団の遊びリテーション、個別のリハビリテーション、垂穂寮リズム体操を導入する。

(4) 調理部門

① おいしい食事の提供について

多職種連携のもとで得た情報に基づき、ご利用者一人ひとりの嚙下力等の身体状況や嗜好等を考慮し、季節感や行事食等を取り入れ、家庭的で変化に富んだ献立に基づく食事を提供する。

② 施設給食の理解と地域とのつながりについて

ご利用者家族への給食試食会を通して、更に地域の住民にも試食の機会を設けることが出来るように検討する。

(5) 相談部門

① ケース検討会の充実と個別支援計画の周知等について

個別支援計画に基づくご利用者個々の特性に合わせた支援が職員全体で実施できるように、外部の計画相談等とも必要があれば連携し、ケース検討会の更なる充実を図る。そのためにも、各部門との連絡調整を蜜にし、個別支援計画の内容を周知とともに、PDCAのC（評価）の機能強化に取り組む。

② 代弁者機能について

ご利用者、ご家族の代弁者として、ご利用者の権利擁護の視点に立ったニーズの把握を行い、関係職員へその内容を周知徹底する。また、ご利用者の権利擁護の視点に対する意識を高める。

(6) 事務部門

① 業務の情報交換について

各職員の業務内容の効率化を進める為、お互いに業務分担を把握する。また、常にサービス区分別に、情報交換する。

② 垂穂寮の窓口

事業所全体の顔として、来客者に対して接遇マナーを意識した接客をする。

II ご利用者と職員の状況 (利用定員と2019年4月1日現在職員人数等)

1 ご利用者について

- (1) 生活介護、施設入所支援 利用定員 50名、現員 49名（男性 30名、女性 19名）
- (2) 短期入所・日中一時支援 利用定員 4名

2 職員について

支援部門 主任生活支援員 1名、リガー生活支援員 4名、生活支援員 25名（正規職員 16名（内 1名兼務）、準職員 1名、パートタイマー 8名（内 2名兼務）、洗濯業務員（パートタイマー） 3名（内 2名兼務）

看護部門 看護師 3名（正規職員 2名（1名は他事業所兼務）、パートタイマー 1名）

調理部門 栄養士 1名（正職職員 1名）、調理員 5名（正職 3名、パートタイマー 2名）

相談部門 主任サービス管理責任者 1名（兼務）、サービス管理責任者 1名（副施設長兼務）

事務部門 施設長 1名、副施設長 1名（兼務）、事務員 1名

III サービスとケアの内容

1 生活介護・施設入所支援

健康管理は、法令に基づいた定期健康診断等の対応はもちろんのこと、感染症の施設内感染の予防に継続して力を入れる。

行事、外出等は、全体での各種行事については、大きな行事は、各ケースチームで主担当を割り振り進めていく。

2 短期入所

関係機関と連携し、サービス管理責任者を窓口として、日中一時支援を中心に、限られた居室の範囲内で受入る。また、ご利用者に合わせた過ごし方を工夫して支援を提供する。

IV 防災並びに交通安全

防災担当者を中心として、消防計画及びに地震防災計画に基づき、防災訓練を毎月実施する。年1回は消防署、消防団、地域住民の協力を得て避難訓練を行う。土砂災害警戒区域への指定が予定されていることから計画の見直しを行う。

交通安全については、安全運転管理者の指導管理のもとに安全運転に努める。

V 苦情とその対応、並びに、虐待と思われる事案に対する対応など

苦情受付担当職員、事故防止担当職員を中心に報告書のまとめと再発防止策の対応を進める。苦情や行政報告を行った事故は、家族にも家族便りを通して通知する。

虐待については、2016年7月、2019年1月の事例を忘れることなく、再発防止に努める。人権擁護の視点に立ち、規定やマニュアルに沿って、あいまいな解釈（グレーゾーン）は排除し、疑いの段階でなるべく早くに情報を収集し、必要があれば即開示して対応する。

VI 家族や地域

家族だより「みのり」を毎月発効し、家族宛に垂穂寮の情報を発信する。家族参加の行事を昨年度同様に開催し、事業所内の状況をみていただく。ご家族アンケートを実施し、家族の意見を運営に活かす。第4地区の民生児童委員との関わりを進めるために、見学会を開催する。また、地域のお祭り、地域運動会等の地域行事については、併設事業所と協力の上で、積極的に参加する。

VII 実習生やボランティア

相談部門を窓口として、新たな教育機関とのつながりを進め、積極的に受け入れる。

VIII 環境整備

大ホールにレクリエーションルームを設置する。理由がはっきりしない格子や窓の打ち付けなどは権利擁護の視点から代替等を検討しながら無くしていく。また、エリア内の「臭い」について機械等にも頼りながら対応する。

設備等に破損が出た場合は出来る限り早めに修繕につなげる。また、敷地内の雑草や草木の手入れについても意識して対応する。

また、前年度出来なかった備品購入やトイレの改修等の工事を実施する。加えて、衛生管理の視点から館内床面清掃ワックス2回、エアコンや換気扇フィルター清掃を2回実施する。

IX 職員研修

内部研修は年3回、外部研修については、正規職員は全職員、パートタイマー等職員は希望者全員が最低1回は研修に参加する。特に、外部職員との交流等を目的として、外部事業所への実習や見学に積極的に送り出す。

X その他

支援部門の組織体制を明確化し、その他部門との連携を図りやすくなるように見直す。

職員便りを毎月発行し、理念や組織などに関する必要な情報を職員に伝える。

家族アンケートを実施してサービス内容の評価を把握し、事業所運営に活かす。

外部講師やボランティアの力を借りて、事業所内の活動を豊かにする。また、宿直業務等についても外部の力を更にいれていく。

2019（平成 31）年度事業計画

障害者支援施設
やまばと希望寮

私たちは、牧ノ原やまばと学園の理念に基づき、次のような計画を立て事業を行います。

I 活動方針並びに課題

1 活動方針

- (1) 基本理念「ともに生きる」～ご利用者とともに、職員とともに、地域とともに～に則りサービスを提供するように努める。
- (2) 行動指針である「5つの大切」に則りサービス提供するよう努める。
- (3) わたしたちの願いに基づきサービスの提供するよう努める。
- (4) 事業所の管理運営及びサービスの内容は、障害者総合支援法、知的障害者福祉法等の関係法令や各省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2 課題

- (1) ご利用者の特性・個性・高齢化に合わせた環境設定をすすめる。改修だけでなく保有する用具等も有効活用する。
- (2) 人材確保を目指し、希望寮での活動を地域に発信。見学、ボランティアの受入を積極的に受け入れる。人材確保の意思を宣伝する。
- (3) 障害特性の理解に努め、支援計画の統一した理解の元、ご利用者の意思を尊重した支援を実行する

II 利用者と職員の状況

1 利用者について

- (1) 支援施設：定員 30 名、現員 29 名（男性 21 名、女性 8 名）
- (2) ショートステイ：（宿泊）利用定員 5 名、日中一時支援（日帰り）利用定員 9 名

2 職員について

施設長 1 名、副施設長兼サービス管理責任者 1 名、支援員 25 名（正規職員 14 名 準職 2 名、パート 5 名）、看護師 1 名、栄養士 1 名、事務員 2 名（内パート 1 名）、ハウスキーパー 1 名

III サービスとケアの内容

1 生活介護・施設入所支援

利用者ひとりひとりに合った活動内容を工夫し継続して行っていく。

- (1) 能力や特性に応じて、グループを編成し散歩を実施。
- (2) ご利用者が保有している能力や、伸ばしたい技能を考慮して作業グループを編成。活動を通して生活にメリハリ、リズムをつけ情緒の安定を図る。
- (3) ご利用者間のトラブルや事故防止のため、共有空間に複数のスタッフを配置、見守り体制を整え、安全、快適な生活を目指す。
- (4) 健康管理

- ① 高齢化・重度化への対応、 ② 自閉・行動障害傾向の利用者への対応
- ③ インフルエンザ・ノロウイルス等の感染症の進入を阻止する。 ④ 口腔ケアの強化

2 短期入所・日中一時

入所ご利用者の支援・介護等負担の軽減が充分でなく、昨年度と同様に職員の配置を調整しながら短期入所・日中一時の受け入れする。緊急時の対応については、全てに対応することは困難だが事例について迅速に検討・対応していく。

IV 防災並びに交通安全

1 防災

- (1)大規模地震や火災及び土砂災害に関して、可能な限り実際に起こる状況を想定して作成する。
- (2)夜間火災が起きた場合の対応、避難の訓練を重ねる。
- (3)地震の訓練を地元町内会と合同で行う。

2 交通安全

交通ルールを守り、利用者の安全確保を第一とする。

V 苦情とその対応、並びに虐待と思われる事案に対する対応など

- 1 苦情申し立てがあった場合には事実に基づき、法人の苦情解決委員会が定める指針に沿って迅速かつ適切な対応をする。
- 2 虐待の通報があった場合には法人の虐待防止規程に基づき速やかに対応する。
- 3 虐待チェックリストを活用し、支援の実際を振り返り虐待の早期発見・早期対応をする。

VI 家族や地域

1 家族との関係

高齢を迎えた保護者や病でなくなる方も増えてきている。年2回の個別面談をはじめ、総会や行事などの機会を十分に使い、ご利用者との関係を保てるよう支援していきたい。

2 短期入所・日中一時支援の受入

地域における短期入所・日中一時支援の需要は高い。可能な限り地域のニーズに応える。

VII 実習生やボランティア

1 実習生の受入

障害を持つ利用者と実際に関わることは非常に有意義であり、可能な限り受け入れる。

2 ボランティアの受入

- (1)行事のみならず利用者にとって良き友人として関わってくれるボランティアを得たい。
- (2)交流等で施設を訪れる学校との関係を大切にしていきたい。

VIII 環境整備

施設の経年劣化による環境の見直し・修繕をすすめる。ご利用者の加齢、身体状況の変化、情緒の安定等による環境改善も検討、空間わけのための工夫が必要。

劣化したトイレのパーテーション修繕、高齢化・重度化に対応可能なトイレの改修を継続。2019年3月の蛍光灯器具生産終了するためLED照明器具に段階的に交換していく。

IX 職員研修

- 1 支援職員の対応力向上を目指すため、法人キャリアパスに応募した研修に参加していく。
- 2 障害特性の理解を進める。内部、外部共に学ぶ機会を増やし専門性を高める。
- 3 事業者内での研修を企画・実行。外部研修受講機会の少なさを補う。

X その他

ご利用者の安全面だけでなく、居心地の良さ、楽しさについて年間を通して検討・実施する。ホールの「臭い」についても清掃、換気だけでなく機械等に頼ることも含め対策をしていく。劣化している防災設備も正常作動出来るよう整備を進める。

2019（平成 31）年度事業計画

共同生活援助事業所（介護サービス包括型）

わかば、もくれん

私たちは、牧ノ原やまばと学園の理念に基づき、次のような計画を立て事業を行います。

I 活動方針並びに課題

1 活動方針

- (1) 利用者ひとりひとりを掛け替えのない存在として重んじ、常に利用者の立場に立ったサービスを提供するように努める。
- (2) 知的障害者とその家族に対し、サービスの内容等に関する情報公開を行い、本人と家族の相談や要望に応じるように努める。
- (3) 質の高いサービスを提供するため、スタッフの専門性向上と精神的成長のため、最大限の配慮をする。
- (4) 地域との結びつきを重視し市町村、他の障がい者福祉サービス事業所との連携はもちろんのこと、地域住民との協力や、地域の社会的資源の活用に努める。
- (5) 私共が提供するサービスは、障害者総合支援法、ならびに関係法令や各省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2 課題

- (1) ご利用者が、安心して生活できるように配慮支援していく。
- (2) ご利用者の高齢及び重度化に伴い、医療との連携を密にしていく。
- (3) 職員の人材確保に努める。

II 利用者や職員状況

1 ご利用者 20名

わかば 10名（男性10名）、もくれん10名（男性6名、女性4名）

2 職員について

施設長1名（希望寮施設長兼務）、サービス管理責任者1名（生活支援員兼務）
生活支援9名（常勤専従3名兼務1名、非常勤5名）、世話人11名（非常勤）
夜勤専門員4名、事務員1名（兼務）合計26名

III サービスとケアの内容

- 1 日中活動先に毎日出勤できるように支援する。
- 2 生活習慣が身につけていない人には、根気よく声掛けをし改善を図る。
- 3 通院等は家族が行うことになっているが、家族対応できないときはスタッフが行う。
- 4 毎月の体重測定を行うとともに、健康管理等に配慮する。

- 5 余暇支援として、散歩・個別外出等を行う。
- 6 ご利用者の要望により、週末に外部の事業所を利用して外出を支援していく。
- 7 虐待を防止し利用者の人権を保護するため、虐待防止窓口を設置し、虐待防止受付担当者、虐待防止マネージャー、虐待防止責任者を定め、緊急事態への対応も含め、本部と連携し問題解決にあたる。

IV 防災並びに交通安全

- 1 定期的に年4回、防災訓練を実施する。
- 2 H29.6土砂災害防止法の改正により防災マニュアルを見直し、周知していく。
- 3、余暇活動や通院等において、ご利用者を同乗するため、交通規則を遵守し、マナーのよい安全運転を心掛ける。

V 苦情とその対応、並びに虐待と思われる事案に対する対応などリスクマネジメント

- 1 苦情や要望については、誠実に対応を行う。
- 2 虐待と思われる対応については、虐待マニュアルに沿って速やかに対応する。
- 3 ヒヤリハットを活用して、事故防止に取り組む。

VI 家族や地域

- 1 家族との関係を取り協力して支援を行う。また、年2回「保護者会」を行う。
- 2 ご家族とのふれあい行事を計画し、ご家族同士または職員と話しやすい関係を築いていく。
- 3 地域の行事には積極的に参加していく。

VII 実習生やボランティア

実習生やボランティアの希望があれば、積極的に受け入れていく。

VIII 環境整備（建築、改修、修繕等を含む）

- 1 居住空間を維持するため、補修等が必要となった場合は速やかに対応する。
- 2 周辺環境にも配慮し、草刈り等を定期的に行う。

IX 職員研修

法人のキャリアアップ制度に則り、積極的に参加していく。また、外部の自閉症やてんかん研修等にも参加し、専門性を高めていく。

X その他

2019（平成 31）年度事業計画

共同生活援助事業所（介護サービス包括型）

みぎわ

私たちは、牧ノ原やまばと学園の理念に基づき、次のような計画を立て事業を行います。

I 活動方針並びに課題

1 活動方針

- (1) 基本理念『「ともに生きる」～ご利用者ととともに、職員とともに、地域とともに～』を意識して、利用者支援と事業所運営を行う。
- (2) 行動指針である「5つのたいせつ」を意識して、利用者支援と事業所運営を行う。
- (3) 「わたしたち願い」を意識して、利用者支援と事業所運営を行う。
- (4) 職員が福祉職員として成長でき、事業所の成長に貢献できる、そして、職員が事業所の運営を通して地域に貢献できる事業所を目指す。

2 課題

- (1) ご利用者ひとりひとりをかけがえのない存在として重んじ、常にご利用者の立場に立ったサービスを提供する。
- (2) とともに働く仲間を大切にし、チームワークを発揮する。誰もが働きやすい事業所を目指し、事業所の成長を図る。
- (3) 質の高いサービスを提供するため、スタッフの専門性向上と精神的成長のため、さまざまな研修に参加し自己研鑽する。
- (4) 地域との結びつきを重視し、市町、他の障害者福祉サービス事業所との連携、地域住民との協力や、地域の社会的資源の活用に努める。
- (5) 知的障害を持つ方やその家族に対し、サービスの内容等に関する情報公開を行い、ご本人やその家族の相談に応じるよう努める。

II ご利用者と職員の状況

1 ご利用者について

15名（男性12名、女性3名）

2 職員について

管理者1名（生活支援員兼務）、サービス管理責任者1名（生活支援員兼務）、生活支援員1名、世話人7名（パート7名）の計10名（正職2名、準職1名、パート7名）

III サービスとケアの内容

- 1 日中活動の場にスムーズに通えるよう、日中活動先事業所や職場との連携を密にする。
- 2 生活習慣が身についていない人には、根気よく声掛けや専門的な手段を用い、改善に繋げる。
- 3 通院は、ご家族と協力し行う。
- 4 毎月の体重測定を行い、食事管理、健康管理等に配慮する。バックアップ施設の看護師や栄養士と連携を図り、ご利用者の健康維持に努める。
- 5 誕生会をご利用者の誕生月に計画する。
- 6 余暇支援として散歩、ドライブ、個別外出、季節の行事等を行う。
- 7 その他ご利用者の要望により、週末に外部の事業所を利用して、外出を支援していく。
- 8 あおば棟ご利用者を対象に月1回の自治会を行い、意見交換の場を持つ。
- 9 虐待を防止し利用者の人権を保護するため、虐待対応窓口を設置し、虐待防止受付担当者、虐待防止マネージャ、虐待防止責任者を定め、緊急事態への対応も含め、本部と適切に連携し、積極的に問題解決に当たる。

IV 防災並びに交通安全

- 1 毎月1回、防災訓練を実施する。特に夜間の火災や災害時の訓練に重点をおいて行う。
- 2 余暇活動、通院等においてご利用者が同乗するため、交通マナーを遵守し、安全運転に努める。
- 3 自転車を使用するご利用者には、交通マナーを教えるとともに、安全運転を意識していただく。

V 苦情とその対応、並びに虐待と思われる事案に対する対応など

- 1 苦情・要望については、誠実に対応を行う。
- 2 小さなヒヤリハットも見逃さず、確実に報告書を作成する。スタッフ間で情報を共有し、事故防止に取り組む。
- 3 万が一、虐待の可能性のある事案が発生した場合には、速やかに事実確認を行い、規定に沿って対応をする。

VI 家族や地域

- 1 家族との連携を十分とり協力して支援を行う。年2回、「ご家族の集い」を行う。
- 2 ご家族とのふれあい行事を計画し、ご家族同士、職員とご家族間の連携を深めていく。
- 3 地域の行事には積極的に参加していく。

VII 実習生やボランティア

実習生、ボランティアの希望があれば、ご利用者の了承を得て受入れをする。

VIII 環境整備

- 1 過ごしやすい居住空間を維持するため、補修等が必要となった場合は速やかに対応する。
- 2 周辺の環境にも配慮し、草刈り等を定期的に行う。

IX 職員研修

法人の実施する研修や、支援員(世話人)を対象とする外部研修には、勤務調整等を行い、一人1回は必ず参加する。近隣事業所との交換実習に取り組む。

X その他

わかばとの交流会を行い、支援の質を向上させ、職員間の交流を図っていきたい。

2019（平成 31）年度事業計画

生活介護事業所
ケアセンターさざんか

私たちは、牧ノ原やまばと学園の理念に基づき、次のような計画を立て事業を行います。

I 活動方針並びに新年度の課題

1 活動方針

- (1) 本事業所において提供する生活介護サービスは、障害者総合支援法に関する各省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- (2) 事業者並びにスタッフは、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供するよう努める。
- (3) 事業者並びにスタッフは、サービスの内容等に関する情報公開を行い、本人と家族の相談や要望に応じるよう努める。
- (4) 事業者は、質の高いサービスを提供するため、スタッフの専門性向上と精神的成長のために最大限の配慮を行う。
- (5) 事業者は、地域との結びつきを重視し、市町や他の事業者との連携はもちろんのこと、地域住民との協力、地域の社会資源の活用にも努める。

2 課題

- (1) 本人の意思を受け止め、支援にしっかり反映させていくこと。
- (2) 2021年度着工見込み建設の為、法人と話し合いながら準備していく。
- (3) 安定した事業を展開するために、人材育成・人材確保をしていく
- (4) 職員の介護負担軽減するために、福祉用具を積極的に導入していく。

II 利用者と職員の状況について

1 利用者について

定員 20 名、利用登録者予定数 21 名。（医療行為が必要な利用者 2 名）

2 職員について

職員数は 11 名。施設長 1 名（サービス管理責任者兼務）、
看護師 1 名（パート職員 1 名）生活支援員 7 名（正規職員 2 名、準職員 1 名
パート職員 6 名）、事務員 2 名（正規職員兼務）、

III サービス、ケアの実施内容について

- 1 支援が必要と認められた在宅知的障害者に対し交流の場を提供するとともに、日常生活及び活動の支援、送迎サービス、延長サービス、通院付添サービス、相談サービス、健康の増進や身辺自立、社会性向上等に役立つ適切なサービスを提供し、これらの人々が自信と安心と喜びを持って地域で暮らせるよう援助する。
- 2 健康維持のためにも日課の散歩時間をしっかり 1 時間は確保できるようにする。
- 3 入浴サービスについては、職員数が整うまで中止としていく。

IV 防災及び交通安全について

- 1 消防計画及び地震防災応急計画に則り、希望寮と協力して防災訓練を行う。
- 2 台風や地震の際、開所するかどうかの判断を明確にし、職員や家族に周知徹底させる。
- 3 交通安全に対しては十分注意し、安全運転及び車両の管理もしっかり行うようにする。

V 苦情とその対応、並びに、虐待と思われる事案に対する対応など

- 1 利用者及び家族等から苦情申し立てがあった場合は、法人の苦情解決委員会が定める、「苦情解決についての指針」に沿って、円滑かつ迅速に苦情対応を行う。
- 2 家族との連絡を密にし、要望などにすぐ応えられるように職員間の連携を図る。
- 3 虐待と思われる事案が生じた時は、法人が定める「虐待防止・マニュアル」に沿って委員会設置など行う。
- 4 虐待と思われる事案を確認したら、虐待防止受付担当(主任)及び管理者に報告し、適切な指導を行う。
- 5 全体ケース会などで、「虐待防止・マニュアル」「サービス提供指針」を確認していく。

VI 家族や地域

- 1 連絡帳を用いて、さざんかでの様子や家庭での様子の情報交換をする。
- 2 毎月「さざんかだより」を発行し、月の出来事や次月の予定など情報を伝える。
- 3 年4回の保護者会を開き、施設側と、家族の方々との自由な意見交換の場とする。
- 4 地域にある事業所として、地域の人と一緒に楽しむ行事等には積極的に参加していく。
- 5 家族も高齢化し始め、介護負担が増えて、その相談も多くなっている。家族の心身の負担軽減のため地域生活支援センター等と連携を密にし、より良いサービスの提供を図る。

VII 実習生、ボランティア等

- 1 教員免許及び福祉関係の資格取得のための実習生に対し、良い学びの時となるように可能な限り協力していく。
- 2 特別支援学校の生徒の職場実習先として、卒業後の進路を見つける大切な実習であるため、可能な限り協力していく。
- 3 お話ボランティア・音楽教室・笑いヨガ(隔月)招いて、利用者との交流を深め有意義な時間を過ごしていく。

VIII 環境整備

- 1 土地は広く建物は大きくて古いので、環境整備や美化に力を入れていく。
- 2 環境整備については、シルバー人材などの外部の団体に依頼していく。
- 3 建物や設備の老朽化にとめない、必要に応じて修繕や買い替え等をしていく。

IX 職員研修

法人内の研修や知的障害者福祉協会等の研修に積極的に参加し、職員の資質向上及びサービス内容充実を図っていく。

X その他

- 1 日課とは別に、特別プログラム・誕生日会・クラブ活動をはじめ小グループによる1日外出など、利用者の声を聞きながら実施する予定。
- 2 特別プログラムとして、運動会(5月)・納涼祭(8月)・クリスマス会(12月)食事会(3月)を企画していく予定。

2019（平成 31）年度事業計画

生活介護事業所
ケアセンター野ばら

私たちは、牧ノ原やまばと学園の理念に基づき、次のような計画を立て事業を行います。

I 活動方針並びに課題

1 活動方針について

- (1) 基本理念『「ともに生きる」～ご利用者ととともに、職員とともに、地域とともに～』を意識して、利用者支援と事業所運営を行う。
- (2) 行動指針である「5つのたいせつ」を意識して、利用者支援と事業所運営を行う。
- (3) 「わたしたちの願い」を意識して、利用者支援と事業所運営を行う。
- (4) 決して独りよがりにならずに、職員が福祉職員として成長でき、事業所の成長に貢献できる、そして、職員が事業所の運営を通して地域に貢献できる事業所になる。

2 課題

- (1) 生活支援員は、ともに働く仲間を大切に、より一層チームワークを発揮しながら、ご利用者により良い支援を行う。また、ご利用者が意思決定できる場、やりがいを感じられる場面を増やし、ご利用者が充実して取り組める日課を提供する。同時に、私たちが福祉のプロとして更に成長するために、さまざまな研修に参加し自己研鑽する。
- (2) サービス管理責任者は、サービス管理責任者更新研修会に参加することで、必要な知識を技術の向上を図るとともに、利用者アセスメントの充実を図る。
- (3) 栄養・調理員は、健康の維持向上を目指し、衛生面に気をつけて安全で美味しい食事を提供するなど、快適な日常生活を営むことができるように食事面の支援に努める。また、地域で暮らしているご利用者を通して、給食試食会の開催を検討するなど、施設給食の理解を深め、地域とのつながりを図る。
- (4) 事務員は、隣接事業所と連携を図りながら、情報を共有し業務の効率を進めると同時に業務をわかりやすく分担する。
- (5) 施設長は、ご利用者、ご家族の事業所運営に対する意見を確認し、次期リーダーの育成と、職員が成長を意識できる職場作りと事業所運営を行う。

II ご利用者と職員の状況

1 ご利用者について

利用登録者数 20 名（定員 20 名）男性 11 名、女性 9 名 平均年齢 48.5 歳

2 職員について

施設長 1 名（兼務）、主任サービス管理責任者 1 名、主任事務員 1 名、生活支援員 12 名（正職 2 名、準職 2 名、パート 8 名）、看護師 1 名（兼務）、調理員 1 名 合計 17 名

III サービスとケアの内容

1 健康管理について

- (1) ご利用者については、看護師の指示の下、疾病予防や健康管理に努めていく。体調変化については、日頃から連絡ノートや登・降所時の引き継ぎにて保護者との連絡を密にする。また、希望者には、法人が実施する定期健康診断（血液検査、胸部 X 線、心電図ほか）及び歯科検診を実施し、インフルエンザ予防接種を希望者に実施する。
- (2) 職員については、健康診断、インフルエンザの予防接種など必要な対応を行う。また、働き方改革の考えに基づき、法令に沿った有給休暇の取得を勧め、職員の心身のケアを大切にする。近隣事業所同様に出張相談を奇数月に実施し、職員の相談機会を確保する。

2 個別支援、活動支援について

- (1) 各ご利用者・保護者との面談アセスメントを中心に作成した個別支援計画書を基に、集団をベースにしながらかも、個々への対応を大切にしながら継続的に支援を行う。年2回モニタリングを実施し、必要に応じて計画書の見直しを行う。
- (2) ライフサポート事業を活用し、延長サービスを継続して実施する。
- (3) 日課・余暇については、通常活動として、散歩(長距離グループ、中距離グループ、マンツーマン組)、作業(園芸、アルミ缶つぶし、室内手作業、公園清掃など)、リハビリ等の日課に加え、各種行事やエンジョイプラン、クラブ等を実施する。また、動物ふれあい活動、音楽コンサートを実施する。
- (4) 外部講師を迎えての取り組みとしては、レクダンス・絵画教室・リフレクソロジーを実施。さらに、ご利用者の日常生活支援のため、毎月1回理学療法士をお迎えし、理学療法の観点から指導を受ける。

IV 防災並びに交通安全

- 1 消防計画及び地震防災計画に基づき、防火管理者主導で防災訓練を毎月1回実施する。
- 2 有事の際は、隣接事業所と連携して対応できるように必要な計画を見直す。
- 3 公用車送迎や外出プラン、ドライブ等では、交通規則を遵守し交通安全に留意する。

V 苦情とその対応、並びに虐待と思われる事案に対する対応

- 1 苦情が寄せられた場合は、事業所広報誌「野ばらだより」でお知らせする。
- 2 事故対応については、「ヒヤリ」場面も含め、小さな事故でも事故報告書を作成し、職員全員で内容を共有し、事故防止に努める。
- 3 万が一、虐待と思われる事案が発生した場合は、出来る限り早くに事実確認を行い、規定に沿って対応する。

VI 家族や地域

- 1 ご家族については、送迎や送り迎えの時、あるいは、家族会への参加を通してコミュニケーションをとり、情報共有は相互理解に努める。
- 2 島田市(行政)や島田市自立支援協議会、相談事業所等関連事業所との関わりを通して、地域ニーズを把握し、連携しながら事業所運営を進めていく。

VII 実習生やボランティア

- 1 実習生や見学者については、福祉の次代の担い手を養成や事業所理解を目的として、ご利用者の支援に支障が出ない範囲でできる限り受け入れる。
- 2 ボランティアについては、障がいの理解や事業所理解を目的として積極的に受け入れる。

VIII 環境整備

トイレ設備の一部改修、事務所内の事務スペースの改善を実施する。必要な修繕はできる限り早くに対応する。また、更に整理整頓を進めることで、ご利用者が過ごしやすい環境と職員が働きやすい環境を整備する。

IX 職員研修

法人の実施する研修や事業所実習、静岡県社会福祉協議会等の外部研修など、一人1回は参加する。また、事業所内研修も実施する。

X その他

隣接事業所との連携を進めるために、合同行事等を企画し実施する。

2019（平成31）年度事業計画

生活介護事業所
ケアセンターかたくりの花

私たちは、牧ノ原やまばと学園の理念に基づき、次のような計画を立て事業を行います。

I 活動方針並びに課題

1 基本方針について

支援計画の柱である、自立の促進（意思決定支援）・生活能力と健康の維持向上を通して、事業所のテーマである『地域の中で自分らしく過ごす』を実現できるように、ご利用者一人ひとりが安心と自信と喜びを持って地域で暮らし、社会人としての成長へ繋がられるよう支援してまいります。

支援に当っては、法人の『サービス提供指針』に基づき、ご利用者や保護者の思いを大切にしながら、小さな声や動きに耳を傾け個別のニーズに合わせたケアに努めます。また、積極的に外部の社会的資源を活用し、ご利用者や職員にとってより良い施設を目指します。

2 課題

- (1) 本人のニーズやその根拠を明確にし、小さな意思表示への「気づき」を大切にする。
- (2) 職員の育成と助け合い精神の基チームワーク向上を目指し、より良い支援に繋げる。

II ご利用者と職員の状況

1 ご利用者について

定員 20名、契約者 22名（男性14名、女性8名）でスタートの予定。

2 職員について

職員は、施設長、サービス管理責任者兼務1名、常勤支援員5名（準職3名含み、内事務員兼務1名）、パート支援員4（～6）名、看護師1名。

III サービスやケアの内容

1 サービスについて

- (1) 利用日 土曜日（一部利用日あり）、基本日曜及び祝日を除く年間253日
- (2) 利用時間 9時から15時
- (3) 送迎 迎え8:00～9:00 送り15:00～16:30
ご利用者の安全と利便性を確保し、送迎車2～3台で実施する。

2 ケアについて

(1) 支援計画

各ご利用者、保護者と面談を行い、支援目標やサービス内容を計画する。年2回モニタリングを実施し、個別支援計画に基づき必要な支援に応じて計画書の見直しを行う。

また、小さな意思表示も見逃さず、意思決定に結びつく様に気持ちを大切にされた支援を行う。自分の気持ちを他者に伝える利用者会議も継続実施する。

(2) 健康管理

- ① 健康診断を年2回（希望者）、インフルエンザの予防接種を年1回実施。
- ② 感染症対策として、手洗い・うがい・マスク着用・水分補給・加湿・換気等を行う。
- ③ 利用者の急な体調の異変に対して、速やかに保護者に連絡する。
- ④ 日頃から連絡ノートや登・降所時に保護者と連絡を密に、体調の管理に努める。

(3) 個別活動

- ① 各人の能力に応じたプログラム（散歩・リハビリ・ワーク・創作活動）を提供する。
- ② 季節に応じて、行事を行う。また、年2回程度、個別のプログラムを実施する。
- ③ 外部講師により音楽活動・動作法・リフレクソロジーを実施し、指導を継続する。

IV 防災並びに交通安全

1 防災について

消防計画、地震防災計画に基づき、毎月1回の防災訓練を実施する。災害が発生した時は、迅速かつ安全に利用者が避難できるよう努め、BCPに基づき対応する。

2 交通安全について

法人研修の交通安全講演会に参加し安全運転に十分注意し、車両の管理にも努める。

V 苦情とその対応、並びに、虐待と思われる事案に対する対応など

- 1 苦情・要望については、事業所を良くするための資源として認識し誠実に対応する。
- 2 リスクマネジメントについては、ケース記録と連動し毎月「ヒヤリハット」を集計する。各ヒヤリハットの対応策を全職員が共有し、事故防止に努める。
- 3 不適切と思われる対応や虐待と誤解される場合の支援を含め、ケース記録の虐待ハットに記録し、職員間で共有、検討し虐待防止委員会に報告する。日頃から職員の意識を高め虐待防止に努める。

VI 家族や地域

1 家族との交流について

『風さゆる』を毎月発行する。連絡ノートに施設での様子、家庭での様子を書き、お互いに情報の共有化に努める。保護者会を偶数月に開き情報交換の場とする。

2 地域との交流について

施設での行事等に参加を依頼し、地域の人達と気軽に楽しく交流できるように開かれた事業所を目指す。

VII 実習生やボランティア

- 1 特別支援学校の卒業後の進路の為に、職場体験実習先として積極的に協力をしていく。
- 2 ボランティアを積極的に受け入れ、互いに交流を深めていく。

VIII 環境整備

- 1 建物や電気設備等の丁寧な点検を心がける。
- 2 浄化槽マンホール腐食による取替え設置工事实施。

IX 職員研修

- 1 法人内部と、外部団体が主催する研修に年1回以上参加する機会を持ち専門性を高める。
- 2 月1回のかたくり全体会議後、昨年度に引き続き職員研修を行う。

X その他

- 1 年間テーマとして各利用者の場面ごとの最適な支援を明確にし、適切な支援を行う。
- 2 合理的配慮と意思決定支援を行い、行事計画作成時等に利用者会議を実施する。
- 3 利用者に好評の動作法、リフレクソロジー、スヌーズレンを実施する。
- 4 5月にPCリース3台が契約満了となる。来年2月からWindows7のサポートが終了する為、代替えPC1台も含め5月から随時Windows10に対応するPCへ交換する。
- 5 音楽活動での演奏の幅を広げる為、不足している打楽器等を購入する。

2019（平成31）年度事業計画

就労継続支援A型事業所
ワークセンター カサブランカ

私たちは、牧ノ原やまばと学園の理念に基づき、次のような計画を立て事業を行います。

I 活動方針並びに課題

1 活動方針

- (1) 利用者ひとりひとりをかけがえのない存在として重んじ、常に利用者の立場に立ったサービスを提供するよう努める。
- (2) サービス内容等の情報公開を行ない、本人や家族の相談、要望に応じるよう努める。
- (3) 合理的配慮及び意思決定を支援するため、職員の専門性の向上と質の高いサービスの提供に努める。
- (4) 地域、市、他の事業者等の関係機関との連携や地域の社会的資源の活用に努める。
- (5) 事業所の管理運営及びサービスの内容は、障害者総合支援法、知的障害者福祉法等の関係法令や各省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2 課題

- (1) 個別支援計画に基づき、ご利用者の状況把握、課題整理、目標設定を行い、各支援機関と連携を取りながら、それぞれのご利用者に寄り添ったサービスを提供していく。
- (2) 精神障がいの方の利用が増加しているため、医療を始め専門知識を有する関係機関や先進企業との連携を取りながら、ご利用者の精神の安定を図り自信を取り戻すことで、一般就労への早期復帰を目指す。
- (3) ご利用者の作業能力の向上の他、一般就労に必要な知識の習得や社会経験を増やすことを目的とした勉強会や講習会を毎月1回以上開催する。

II ご利用者と職員の状況

- 1 ご利用者 定員 15 人 登録者 15 人（男性 13 人 女性 2 人）
- 2 職員 事業所管理者（嘱託・兼務）1 人、サービス管理責任者（正職・専任）1 人
職業指導員（嘱託）2 人、生活支援員（準職員・兼務）1 人

III サービスとケアの内容

1 就労継続支援A型事業について

- (1) 就労継続支援A型事業所として運営を行い、知的・精神的・身体的障害のある人に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供する。
- (2) ご利用者は、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる者であって、一般就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を実施する。
- (3) 島田市から「資源類中間処理業務」の委託を受け、白色トレイ・ペットボトル・牛乳パック等の、回収資源ごみの選別・梱包、白色、茶、その他の色ビンの選別等を行う。
- (4) 一般就労が可能な方には関係機関と連携を取りながら、求職活動の支援、職場実習の実施や職場定着の為の支援を行う。

2 健康管理について

年1回の健康診断や歯科医師または歯科衛生士による歯磨き指導を実施するなど、医師や家族と連携、通院同行等を行い、健康管理に努める。

3 教養娯楽について

業務遂行に支障のない範囲で季節の行事や活動、年に1度の一泊旅行等を実施する。

IV 防災並びに交通安全

- 1 「地震・風水害対応マニュアル」「災害時事業継続計画」「消防防災計画」に基づき対応し、毎月の防災訓練、年1回の総合防災訓練及び備蓄品の点検を実施する。
- 2 通勤手段として自転車、自動車通勤の方がいるため、日頃から交通安全に対する意識付けを行うとともに、交通指導員による交通安全教室を開催するなど、道路交通法を守り安全に通勤することができるよう努める。

V 苦情とその対応、並びに虐待と思われる事案に対する対応など

- 1 利用者またはその家族から苦情があった場合は、「苦情解決マニュアル」に沿って迅速かつ適切に対応するとともに、苦情に対しては、市町が行う調査に協力し改善に努める。
- 2 虐待と思われる事象があった場合は、関係法令及び法人が定める「虐待防止・対応マニュアル」に基づき、迅速かつ適切に対応するとともに、日頃から職員の意識を高め虐待防止に努める。

VI 家族や地域

- 1 「カサブランカ便り」を毎月発行し、ご家庭へ情報提供するとともに、半年毎のモニタリング時にはそれぞれのご利用者の家庭や生活の様子について情報を共有する。
- 2 地域の方々との良好な信頼関係を築くため、地域行事へは積極的に参加するなど地域との交流の場を設ける。
- 3 当事業は島田市からの委託事業であるため、委託者である島田市環境課との連携を密にし、情報の共有を図る。

VII 実習生やボランティア

- 1 各関係機関からの福祉体験実習については積極的に受け入れ、当事業への理解、協力を深める機会としていく。
- 2 特別支援学校生徒の実習については、学校の担任教師等と連絡をとりながら、将来の進路を決める大切な機会として捉え、受け入れる。
- 3 利用を希望する一般からの実習生については、一般就職するための訓練の場として積極的に受け入れ、利用に繋げる機会とする。
- 4 ボランティアについては、障碍の理解や事業所理解を深めていただく機会として捉え、受け入れていく。

VIII 環境整備（建築、改修、修繕等含む）

島田市から借用している設備であるが、利用者がその能力を發揮し作業が円滑にできるよう、出来る範囲で職場環境の改善をしていく。

IX 職員研修

- 1 法人のキャリアアップ制度に添った研修に積極的に参加する。
- 2 資質向上と専門知識習得のため、外部の関係機関が主催する専門研修に参加し、研修で得た知識や情報を職員会議等において報告し、職員間で共有する。

2019（平成 31）年度事業計画

就労継続支援B型事業所
ワークセンターコスモス

私たちは、牧ノ原やまぼと学園の理念に基づき、次のような計画を立て事業を行います。

I 活動方針並びに課題

1 活動方針

- (1) 利用者ひとりひとりをかけがえのない存在として重んじ、常に利用者の立場に立ったサービスを提供するように努める。
- (2) 利用者とその家族に対し、サービスの内容に関する情報公開を行い、本人と家族の要望に応じるように努める。
- (3) 質の高いサービスを提供するために、スタッフの専門性向上と精神的成長のため、最大限の配慮をする。
- (4) 地域との結びつきを重視し、地域住民との協力や地域の社会資源活用に努める。
- (5) 私たちが提供するサービスは、障害者総合支援法ならびに関係法令や各省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2 課題

- (1) 中長期的なコスモス建設計画の作成
 - ・現在のコスモスの建物は島田市から借用している。1984年建設で、建物の耐震性はあるものの、経年劣化により、外壁タイルの落下が危険視されている。法人経営会議又、理事会で今後について判断いただき、計画に沿って進めていきたい。
- (2) 防災訓練の強化
 - ・現在、毎月火災と地震の訓練を交互に行っている。今後、火災時や地震等の災害時、スムーズな避難が出来るように、様々な時間帯で、正規職員不在時も踏まえ、全職員が随時、指揮がとれるよう、訓練していきたい。又、3月静岡県地震防災センターへ見学に行き、防災意識を高めたい。

II ご利用者と職員の状況

1 ご利用者について

定員 20 名、現在 22 名の契約利用者（男 13 名、女 9 名）

2 職員について

管理者兼目標工賃達成指導員（正職） 1 名 サービス管理責任者（正職） 1 名
生活支援員（正職） 1 名、（パート） 3 名 職業指導員（パート） 3 名
事務員兼目標工賃達成指導員（パート） 1 名 （計 10 名）

III サービスとケアの内容

1 生産活動

利用者の障害特性に合った対応を心掛け、意思及び人格を尊重したサービスの提供に努める。

2 健康管理

月 1 回の体重及び血圧測定、希望者による年 2 回の健康診断の実施。

3 各種行事

生活訓練に必要な内容の行事、地域交流等、年齢相応な体験や社会活動を行う。

4 就労支援

個別支援計画に則り、関係機関と連携を取りながら職場実習や求職活動の支援を行う。

IV 防災並びに交通安全

- 1 「災害対応マニュアル」「災害時事業継続計画書」「消防計画」に則り対応する。
- 2 法人合同防災会議での決定事項に従い、備蓄に努め、法人の全体訓練に参加する。
- 3 公用車運用については交通規則を遵守し、安全に務める。
- 4 法人主催の交通安全委員会に出席し、意識を高める。
- 5 スマートアシスト機能付きの公用車を1台購入し、車両事故を未然に防ぐ。

V 苦情とその対応、並び、虐待と思われる事案に対する対応など

- 1 苦情申し立てがあった場合は法人の苦情解決委員会が定める指針に沿って迅速かつ適切な対応をする。
- 2 リスクマネジメントについては、全職員が常に「危機意識」を持ち業務にあたり、利用者への十分な配慮をする。
- 3 虐待防止・対応マニュアルに従い、セルフチェックを定期的に行い、毎月虐待防止委員会を開催する。

VI 家族や地域

- 1 御家族の状況を理解し、御家族とよい関係の中で利用者の支援を行う。
- 2 年2回「家族会」を開催し、事業の進捗状況を説明する他、意見交換の場とする。
- 3 地域行事への積極参加や交流会を通して関わりを深める。

VII 実習生やボランティア

- 1 各種学校の体験学習や福祉体験実習については積極的に受け入れる。
- 2 特別支援学校の実習生については将来の進路を決定する大切な時期という認識の上、受入れ、指導していく。
- 3 ボランティア等、地域の協力者に支えられていることに感謝し、積極的に受け入れる。

VIII 環境整備（建築、改修、修繕等、備品購入等を含む）

- 1 経年劣化により、モーターが磨耗している換気扇4箇所の交換工事を行う。
- 2 島田市より建物を借用である為、日常の清掃に加え、劣化の早期発見等、建物メンテナンスの一助となるよう、業者の清掃を年1回以上行う。今年度は廊下、トイレの清掃を業者に依頼する。
- 3 作業室天井腐食又、破損部分11枚の貼り替え工事を行う。
- 4 防災備品として、備蓄品食糧や消耗品を期限考慮しながら購入する。
- 5 建物の老朽化により必要な修繕等を行う。

IX 職員研修

- 1 法人内部研修や外部が主催する研修等に参加し、職員のレベルアップに努める。
- 2 職員の防災意識向上の為、静岡県防災センターへ見学に行く。

X その他

- 1 地域交流として、島田市第2小学校の児童と交流できるよう、連絡調整を行う。
- 2 中長期的な建設計画に基づき、建設積立金資産年間500万以上を積立するよう努める。

2019（平成 31）年度事業計画

就労継続支援B型事業所
ワークセンターなのはな

私たちは、牧ノ原やまばと学園の理念に基づき、次のような計画を立て事業を行います。

I 活動方針並びに課題

1 活動方針

牧ノ原やまばと学園「サービス提供指針」に基づいたサービスの提供を行う。

- (1) 利用者がかげがえのない存在、大切な人として重んじる。
- (2) 利用者の自己選択や自己決定を尊重する。
- (3) 利用者が人として「ふつうの生活」を送ることができるよう支援する。
- (4) 一人ひとりの残存能力や秘められた長所を引き出し、利用者が自信と喜びを持てるように支援する。
- (5) 快適な生活環境を提供し、利用者一人一人のQOL（生活の質）の向上に努める。

2 課題

(1) 事業所業務の標準化

- ・手引書を整備し、事業所業務の標準化を図るための取り組みを行う。
- ・サービス向上をめざして、事業所の標準的な業務水準を見直す取り組みを行う。

業務（今年度は受託作業）の洗い出し、スタッフ討議を経て8月末までに各手引書を作成し、9月より手引書に沿って業務を開始する。

順次評価し、不足な部分は継ぎ足し、見直しを行い、年度中に完成させる。

(2) ご利用者の能力や意向等を把握し、一人ひとりに応じたサービスの提供を行う。

- ・ご利用者の能力・興味・意向等を多様な方法で集約し、データ化する。
- ・職員間で共有し、能力や意向に沿った支援内容を検討する。
- ・多様な選択肢を用意し、ご利用者の満足度を高める。
- ・P（計画）・D（実行）・C（評価）・A（改善）を繰り返し、改善を継続して行く。

II ご利用者と職員の状況

1 ご利用者

定員（30名）、登録 30名（男性19名、女性11名）

2 職員について

管理者（正職）1名、サービス管理責任者（正職）1名、生活支援員（正職）1名・（パート）2名、職業指導員兼事務員（正職）1名、職業指導員（パート）5名
（男性1名、女性10名）

III サービスとケアの内容

- 1 生産活動：様々な作業種に挑戦する機会を提供し、能力向上への支援を行う。
- 2 訓練：作業・日課等を通じて日常生活に必要な知識の習得や継続への支援を行う。
- 3 相談及び援助：年2回のモニタリングの他、必要に応じて心身の状況を把握し、適切な助言、援助等を行う。また、市福祉課及び相談員と連携し協力体制を築いていく。
- 4 各種行事：社会生活を営む上で必要な知識・常識・文化等を学ぶ機会を提供する。

多様な選択肢を用意し、希望による参加方式をとる。

- 5 就労支援：希望者には関係機関と連携を取りながら職場実習や求職活動の支援を行う。
- 6 健康管理：月1回の体重測定及び血圧測定、希望者による年2回の健康診断を実施する。
感染症予防のための手洗い指導、体温調節のための衣服の着脱の支援を行う。
- 7 全てのサービスは「個別支援計画」に基づいて行う。

IV 防災並びに交通安全

- 1 「地震・風水害対応マニュアル」「災害時事業継続計画書」「消防計画書」に則り訓練を行い災害に備える。罹災時には「災害時事業継続計画書」に則り、事業を復興する。
- 2 毎日の敷地内自主点検や、月1回の防災パトロールにおいて、危険箇所をチェックする。
- 3 法人主催の防災訓練については安否確認メール返信を確実なものとし、災害に備える。
- 4 公用車運用については運行記録簿を整備し管理する。
- 5 法人主催の交通安全委員会に出席し、安全運転への意識を高める。

V 苦情とその対応並びに虐待と思われる事案に対する対応など

- 1 苦情申し立てがあった場合は法人の苦情解決委員会が定める指針に沿って迅速かつ適切な対応をする。
- 2 リスクマネジメントについては、全職員が事故防止に向けて取組み、業務の改善を図る。
ヒヤリハット情報を効果的に収集し、事故防止に活用する。
- 3 虐待の報告連絡体制、定期会議について「虐待防止・対応マニュアル」に沿って行う。
法人主催の「虐待防止委員会」への参加、及び職員会議でセルフチェックの機会を持つ。

VI 家族や地域

- 1 御家族の状況を理解し、御家族との良い関係の中で利用者の支援を行う。
- 2 年2回「保護者連絡会」を開催し、事業の進捗状況を説明する他、意見交換の場とする。
- 3 地域行事への積極的な参加に加え、事業所の機能を生かした取り組みを検討する。

VII 実習生やボランティア

- 1 各種学校の体験学習や福祉体験実習については積極的に受け入れる。
- 2 特別支援学校の実習生については積極的に受け入れ、将来の進路について評価をする。
- 3 ボランティア受け入れ体制を整える（担当者の配置、手引書の作成等）

VIII 環境整備（建築、改修、修繕等を含む）

- 1 地域住民に愛される施設を目指し、建物周囲の清掃に勤める。
- 2 改修後の不具合を早期にチェックし、修繕を依頼する。

IX 職員研修

- 1 キャリアアップ要件の研修他、各々の目標に向けた研修計画を作成し積極的に参加する。
- 2 サービス提供指針の浸透を目指し、職員会議での読み合わせや、セルフチェックを行う

X その他

- 1 牧ノ原やまばと学園の50周年記念行事に向けての取り組みに協力していく。

2019（平成 31）年度事業計画

就労継続支援B型事業所
ワークセンターあさがお

私たちは、牧ノ原やまばと学園の理念に基づき、次のような計画を立て事業を行います。

I 活動方針並びに課題

1 活動方針

- (1) 牧ノ原やまばと学園の理念、サービス提供指針、並びに法令に則って、利用者ひとりひとりをかけがえのない存在として重んじ、常に利用者の立場に立ったサービスを提供するように努めることを第一とし、個別に必要な支援を提供していく。
- (2) 地域の社会資源のひとつとして、市町村、特別支援学校、他の障害福祉サービス事業所等との連携を積極的に図り、地域との協力を努め事業を進めていく。
- (3) 「働く」ことでご利用者の社会貢献、社会参加を目指し企業への就職活動を支援する。

2 課題

- (1) 新施設、移転新築に向けての準備と心構え
 - ①建設に関することに常に前向きに取り組み、全職員が関心を持ち協力する。
 - ②地域住民への説明や理解促進に力を注ぎ地域の社会資源であることを自覚する。
- (2) 新人職員の育成とチームワーク。
 - ①新人職員を含め、職員間で良好なチームワークを築き常に協力し合うよう努める。
 - ②お互いのキャリアの共有を図り「報告・連絡・相談・情報共有」を確実に行う。
 - ③業務内容の見直し、役割分担の明確化を行い誰もが働きやすい職場環境を整える。
- (3) 専門性の向上
 - ①法人内外の研修に積極的に参加する機会をつくり、学んだことを職員間で共有する。
 - ②障害者福祉の制度や施設運営のしくみ、他の職員の動きにも関心を持つよう努める。

II ご利用者と職員の状況

- 1 ご利用者 定員（20名）、登録21名
内訳 男性14名、女性7名（計21名）
- 2 職員 事業所管理者（正職）1名（生活支援員兼務）
サービス管理責任者（正職）1名
職業指導員（準職）2名（内1名事務兼務）職業指導員（パート）4名

III サービスとケアの内容

- 1 相談及び援助：心身の状況を把握し、関係機関と連携を図り適切な助言・援助を行う
- 2 訓練：就労や日常生活に必要な知識や能力の向上を目指す
- 3 生産活動：下請け作業、その他の作業の提供及びそれらで得た収入から必要経費を差引いた金額を工賃として支払う
- 4 各種行事：各行事を行う際には必ず相応しい目的を定め計画を立て実施する。
 - (1) 年間行事/一泊旅行
 - (2) 月間行事/創作活動、レクレーション、地域交流等
- 5 就労支援：相応な能力のある希望者には関係機関との連携を図り求職、就職活動の実施と定着支援を行う。
- 6 健康管理：月1回の体重・血圧測定、及び記録。希望者による年2回の健康診断の実施。施設内の清掃や、共有物の清拭、消毒液の設置等衛生管理、感染症予防に気を配る。

7 全てのサービス提供は、「個別支援計画」に基づいて行う。

IV 防災並びに交通安全

- 1 消防計画を遵守し、火災を出さない為の安全対策を心がける。
- 2 毎月の防災訓練の実施、及び防災についての学びの機会を設け、年2回の消防設備点検を実施する。
- 3 避難経路に当たる非常口確保の為、常に整理整頓に努める。
- 4 公用車の運用の際は常に交通安全に十分注意し、法令を遵守し業務にあたる。

V. 苦情とその対応、並びに、虐待と思われる事案に対する対応など

- 1 苦情は事業所改善の意見として誠実に、且つ迅速に対応していく。
- 2 苦情解決担当者は内容を聞き取り、原因や対応を定め、速やかに対処する。
- 3 ヒヤリハット・事故及び虐待を確認した場合は確実に記録し、全職員で共有し改善策の検討を行う。状況により関係機関への報告を行う。
- 4 事故・事件・虐待・感染症が発生した場合は対応マニュアルに沿って速やかに行動する。
- 5 事業所の質の向上、従業員個々の資質向上のため、関係する会議・研修を実施する。

VI. 家族や地域

- 1 家族や生活の状況を理解し、保護者とのより良い関係の中でご利用者の支援を行う。
- 2 年2回「保護者連絡会」を開催すると同時に、必要に応じて保護者との意見交換の場を積極的に設ける。
- 3 地域行事への参加や交流会等を通して地域の人々との関わりを深め協力する。

VII. 実習生やボランティア

- 1 各種学校等の体験学習や福祉体験実習については積極的に受入れる。
- 2 特別支援学校の実習生については、将来の進路を決定する大切な期間であるという認識を持ち、担任や進路指導担当者と連絡を取り合いながら、受入れ、指導していく。
- 3 ボランティア等、地域の協力者に支えられていることを自覚、感謝し、受け入れる。

VIII. 環境整備（建築、改修、修繕等を含む）

- 1 移転、建設に向けて法人本部の理解と協力の下、連携を図りながら計画に沿って建設を進めていく。
- 2 倉庫、作業室内の整理整頓、防災用品の備蓄、作業及び収納スペースの確保に努める。
- 3 老朽化した備品等は必要に応じて修理、購入をする。

IX. 職員研修

- 1 各職員年1回以上、外部及び法人主催の研修に参加する機会を持ち専門性を高める。
- 2 研修で得た知識や情報を職場に持ち帰り、資料や報告書を作成し職員会議等で職員間の共有を図る。
- 3 法人のキャリアアップ制度に添った研修には積極的に参加できるよう配慮する。
- 4 専門分野の資格取得に際しては勤務変更等の便宜を図り事業所としても協力をする。
- 5 事業所でテーマを決め、専門性を高める為、独自に勉強会や他施設の視察研修を行う。

2019（平成 31）年度事業計画

就労継続支援 B 型事業所
主・ワークセンター希望の家
従・ワークセンターふれあい

私たちは、牧ノ原やまばと学園の理念に基づき、次のような計画を立て事業を行います。

I 活動方針並びに課題

1 活動方針

牧ノ原やまばと学園「サービス提供指針」に基づいたサービスの提供を行う。

- (1) 利用者をかけがえのない存在、大切な人として重んじる。
- (2) 利用者の自己選択や自己決定を尊重する。
- (3) 利用者が人として「ふつうの生活」を送ることができるよう支援する。
- (4) 一人ひとりの残存能力や秘められた長所を引き出し、利用者が自信と喜びを持てるように支援する。
- (5) 快適な生活環境を提供し、利用者一人一人の QOL（生活の質）の向上に努める。

2 課題

- (1) ご利用者の高齢化について、関係機関、特に高齢者事業所との連携・協力を図り、介護サービスの併用も含め、ご利用者への適切な支援を行っていく。
- (2) 希望の家においては、利用者の半数が区分 3 以上となっており、将来の生活介護事業所の併設も視野にいれ、関係機関と連携を図っていく。
- (3) 地域との交流を促進していきたい。特にふれあいでは、地域との交流行事がなくなったため、試みとして施設周辺の了玄地区住民に向けた小規模な地域交流会を企画し実践していく。希望の家では、引き続き金谷地区社会福祉協議会・金谷地区の福祉施設の会(UK3)等との交流行事に参加していく。

II ご利用者と職員の状況

1 ご利用者

希望の家	定員 20 名	登録利用者 16 名	男性 10 名、女性 6 名
ふれあい	定員 20 名	登録利用者 17 名	男性 13 名、女性 4 名

2 職員 希望の家 8 名 ふれあい 6 名

(内訳) 事業所管理者（主従兼務）1 名 主任サービス管理責任者 1 名（主従兼務）
主任生活支援員 1 名 生活支援員 5 名 職業指導員 6 名

III サービスとケアの内容

- 1 生産活動については、企業からの下請け作業に取り組む機会を提供し、任された仕事に対し責任をもって果たせるよう指導訓練を行い、必要に応じて個別指導していく。
- 2 就労支援については、希望者のために、企業との交渉やハローワークへの付添いに協力するなど、就職活動を支援していく。
- 3 相談及び援助については、年 2 回モニタリングを行い、また必要に応じて個々に面談を行い、サービス管理責任者が作成した個別支援計画に基づき、生活支援センター相談員、市福祉課等と協力して支援を行っていく。
- 4 健康管理については、年 2 回の健康診断、歯磨き指導（歯科医、専門指導員を招く）、予防接種、毎月の体重測定・血圧測定等、日常生活衛生面の支援を行う。有効な健康管理ができるよう、保護者と情報共有する。
- 5 利用者の社会性の向上を図るため、各々年 2 回の遠出外出と買物学習を行う。
また、主従関係にある 2 施設の利用者の交流を図るため、年 2 回の合同の行事を行う。

IV 防災並びに交通安全

- 1 主従どちらの事業所においても、消防署の協力による大規模防災・地震避難訓練を年2回実施する。また、毎月、防災訓練も行う。1次避難場所へ避難する訓練も行う。
- 2 保存食等の災害用備蓄品を備え、年1回点検する。
- 3 警察署の交通指導員による交通道德についての指導、実地訓練を行い学ぶ。
- 4 送迎も含めて、公用車の運転には交通規則を遵守し、より一層安全運転に心がける。

V 苦情とその対応、並びに、虐待と思われる事案に対する対応など

- 1 苦情申立てがあった場合は、法人の苦情解決委員会が定める指針に沿って迅速かつ適切な対応をする。
- 2 リスクマネジメントについては、職員会議にてマニュアルの読み合わせを行い、全職員が事故防止に取組み、業務の改善を図る。
- 3 虐待については、報告連絡体制を強化し、職員会議にて「虐待防止・対応マニュアル」を読み合わせるなど、マニュアルに沿った対応を行う。虐待防止委員会を年2回開催する。

VI 家族や地域

- 1 ご利用者、ご家族からの相談や要望に対しては、生活支援センター相談員、市福祉課、その他必要な社会資源を活用して、可能な限り取組んでいく。
- 2 地元の福祉施設や近隣の学校、また一般住民との連携を深め、施設行事やバザー等に参加、情報交換に努める。

VII 実習生やボランティア

- 1 職員研修生の実習、支援学校生徒や一般在宅障害者の実習も積極的に受入れる。支援学校との関係も深め、行事にも参加し、協力して進めていく。
- 2 障害者を理解して頂く為に、ボランティアの受入れを行う。また、ボランティアや施設の支援者を行事に招き、互いに交流を深めて行く。

VIII 環境整備

- 1 主従両事業所共に立地条件がよく、一般住宅地の中に位置しているため、常に地域住民との関わりがある。選ばれる事業所を目指すため、施設周りの環境整備に努める。
- 2 施設内の備品の整理整頓を心がけ、修繕箇所があれば早急に改修し、施設内の美化に取り組む。

IX 職員研修

- 1 資質向上と、専門的知識習得のため、法人内外の研修に進んで参加する。
- 2 職員が希望する研修会には、参加を配慮し自信を持って支援に取組めるようにする。
- 3 他の事業所間との交換実習を行い、支援スキルの向上、情報の共有を図っていく。
- 4 サービス提供指針を浸透させるため、職員会議には、読み合わせ、振り返りを行う。
- 5 法人の重点目標の「経営感覚の養成」を受け、主任・事務職員は事業所の収支状況を理解し、改善策も提案できるようにしていく。

X その他

- 1 法人の50周年に向けての取組みに協力していく。

2019（平成 31）年度事業計画

就労継続支援 B 型事業所
ワークセンターやまばと

私たちは、牧ノ原やまばと学園の理念に基づき、次のような計画を立て事業を行います。

I 活動方針並びに課題

1 活動方針

- (1) 牧ノ原やまばと学園の理念、サービス提供指針、並びに法令に則って、ご利用者ひとりひとりをかけがえのない存在として重んじ、常にご利用者の立場に立ったサービスを提供するように努め、個別に必要な支援を提供していく。
- (2) 地域との結びつきを重視し、地域の社会資源活用に努め、市町村、支援学校、障がい福祉サービス事業所との連携を図る。
- (3) 質の高いサービスを提供するために、スタッフの専門性向上と精神的成長のため最大限の配慮をする。

2 課題

- (1) ご利用者の障がい状況の多様化による職員の支援の専門性の不足
内部、外部研修に参加し、職員会議で情報の共有化を図る。
ご利用者が主体性を持って、充実した時間を過ごせるように支援する。
就労の機会の提供や知識の習得、能力向上のために支援する。
- (2) 事業所が目指していることの実現化
中、長期目標をたて職員一丸となって目指していく。
- (3) 工賃アップを目指す
イベントに積極的に参加し、「やまばとのパン、焼き菓子」を広く宣伝する。
下請作業は迅速、丁寧に作業し下請作業先とのより良い関係を保つ。

II ご利用者と職員の状況

- 1 ご利用者 定員（20名） 登録 20名
内訳 男性 13名、女性 7名（計 20名）
- 2 職員 事業所管理者・生活支援員（嘱託・兼務）1名
サービス管理責任者（正職）1名 目標工賃達成指導員（正職）1名
生活支援員（正職）1名 生活支援員兼事務員（準職）1名
職業指導員（嘱託）1名 職業指導員（パート）2名 （計 8名）

III サービスとケアの内容

- 1 相談及び援助・心身の状況を把握し、関係機関と連携を図りながら適切な助言、援助を行う
- 2 生産活動・・・自主製品、下請作業で得た収入から必要経費を差し引いた金額を工賃として支払う。
- 3 訓練・・・一般就労や日常生活に必要な知識や能力の向上を目指す。
- 4 就労支援・・・希望者には関係機関と連携を取りながら実習及び求職活動を支援する
- 5 各種行事・・・旅行、ハイキング、調理実習、音楽教室、スポーツ教室、地域交流等目的を定めて内容が充実したものとなるようにする。
- 6 健康管理・・・法人が実施する年 2 回の健康診断、インフルエンザの予防接種を希望者に実施する。毎月「健康の日」を設け、体重、血圧測定を行う。
保護者との「連絡ノート」を活用し、身体、精神の状況把握に努める。
- 7 すべてのサービスは「個別支援計画」に基づいて行う。

IV 防災並びに交通安全

- 1 「地震・風水害対応マニュアル」「災害時事業継続計画」「消防防災計画」に則り、毎月の防災訓練、年1回の総合防災訓練及び備蓄品の点検を実施する。
- 2 法人主催の防災訓練については「安否確認メール」返信を確実なものとし災害に備える。
- 3 公用車運用については安全運転を心がけ、運行記録簿を管理する。
- 4 年1回交通安全教室を行い、自転車通勤者等の安全を図る。

V 苦情とその対応、並びに虐待と思われる事案に対する対応など

- 1 苦情申し立てがあった場合には法人の「苦情解決委員会」が定める指針に沿って迅速かつ適切な対応をする。
- 2 リスクマネジメントについては、全職員が事故防止に向けて取り組み業務の改善を図る。
- 3 「虐待防止対応マニュアル」に従い、セルフチェックを定期的に行い、虐待防止委員会を開催する。

VI 家族や地域

- 1 家族の状況を理解し、保護者とのより良い関係の中でご利用者の支援を行う。
- 2 「ワークセンターやまばとだより」を毎月発行し、年2回の保護者会を開催し、保護者との意見の交換の場とする。
- 3 地域交流会、自主製品の販売にご利用者も参加し、地域の人たちと積極的にかかわっていく。坂部小学生との交流も引き続き行う。

VII 実習生やボランティア

- 1 各種学校の体験学習は積極的に受け入れていく。
- 2 特別支援学校の実習生については、将来の進路を決定する大切な期間であるという認識をもち、支援学校と連携して支援する。
- 3 ボランティアについては、障がいの理解や事業所を知っていただく機会として捉え受け入れていく。

VIII 環境整備

- 1 建物の老朽化に伴い、必要に応じて修理、改修を行う。
事業所建て替えの為に積立をする。
- 2 作業棟の整理整頓に心がけ、安全な作業棟を目指す。またパン工場も異物混入等ないように充分気を付ける。

IX 職員研修

- 1 法人のキャリアアップ制度に沿った研修は積極的に参加する。
- 2 法人内研修、外部研修に積極的に参加し、ご利用者へのよりよい支援に役立つようにする。研修で得た知識や技術は職員間で共有し、職員のレベルアップを図る。

2019（平成31）年度事業計画

就労継続支援B型事業所
ワークセンターさくら

私たちは、牧ノ原やまばと学園の理念に基づき、次のような計画を立て事業を行います。

I 活動方針や課題

1 活動方針

- (1) 利用者ひとりひとりをかけがえのない存在として重んじ、常に利用者の立場に立ったサービスを提供するよう努める。
- (2) サービスの内容等に関する情報公開を行ない、本人と家族の相談や要望に応じるよう努める。
- (3) 質の高いサービスを提供するため、スタッフの専門性向上と精神的成長のため、最大限の配慮をする。
- (4) 地域との結びつきを重視し、市町村、他の事業者との連携はもちろんのこと、地域住民との協力や、地域の社会的資源の活用に努める。
- (5) 事業所の管理運営並びにサービス内容は、関係法令や各省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2 課題

- (1) 支援の多様化
様々な働き方のニーズに応え、各利用者に最適な支援をする事
- (2) 効率の良い作業工程
平均工賃額で報酬単価が決まるようになったため今まで以上に作業工程の無駄を省き、利用者の特性にあった作業方法にしていき自主製品のパンは職員主導になるため見直しをする。又、2月より開始した新しい作業を軌道に乗せる。
- (3) あつまりーナ内の事業所との協力
行事や送迎、環境整備やトイレ清掃等、あつまりーナ内の利用者と職員が協力して行っていく。

II 利用者と職員の状況について

1 利用者（定員22名）

定員は利用状況によって変更を検討する

2 職員（計8名）

管理者1名（常勤兼務）、サービス管理責任者1名（常勤）、生活支援員1名（常勤）、職業指導員3名（非常勤）、事務員1名（常勤兼務）、目標工賃達成指導員1名（常勤）

III サービスやケアの内容について

- 1 「就労継続支援B型事業所」として運営を行い、知的・精神的・身体的障害等、様々な障害をもった利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう生産活動、その他の活動の機会を通じて、知識及び能力の向上をめざした支援の提供を行なう。今年度は特に就労支援の基本である挨拶を重点に支援する。又、必要に応じて、就労の機会を提供する。
- 2 全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて実施する。サービス管理責任者が作成し、利用者の同意を得て、利用者には「個別支援計画」の写しを交付する。

3 活動について

(1) 生産活動

下請作業（洗濯用品組立、家庭雑貨内職、ギフト箱詰包装、うなぎのタレの袋詰め等）と自主製品活動（パンの製造販売、当建物内にて週2日販売）を活発に行っていく。

(2) その他の活動

作業に支障のない範囲で季節の行事やレクレーションを取り入れ、職場見学会や同じ施設内の他の事業所と季節行事等を実施していく。また、昨年度より実施した小グループでの活動も継続していく。

4 営業日と営業時間

営業日：原則、月曜日～金曜日（年間計画表で定めた土曜日・日曜日・祝日含む）

営業時間：9：00～15：30

IV 防災ならびに交通安全について

毎月1回、あつまりーナの事業所全体で防災訓練を実施し、火災や地震等の発生時、迅速かつ安全に利用者を避難させるよう努める。

V 苦情とその対応、並びに、虐待と想われる事案に対する対応など

苦情を受け付けるための窓口を設置、利用者またはその家族から苦情があった場合は、迅速かつ適切な対応をする。必要に応じて第三者委員を交えて話し合いの場も設ける。又、虐待防止委員会を事業所内に設置し、月1回の会議をおこない虐待防止に努めるとともに、スタッフのセルフチェックも実施する。

VI 家族および地域との交流について

1 家族

(1) 「ワークセンターさくらだより」を毎月発行し、各家庭に配布する。必要に応じて連絡ノートを作り、利用者の様子について、情報交換する。

(2) 年2回保護者会を実施し、利用者及び保護者が、忌憚なく意見交換できるよう努める。

2 地域

(1) 吉田町社会福祉協議会主催のふれあい広場や吉田特別支援学校の文化祭等地域の行事に参加する。

(2) 吉田町社会福祉課を中心に、あつまりーナ運営推進委員会、吉田町福祉推進委員会等、関係機関との連携を密にしていく。

VII 実習生、ボランティアの受け入れについて

実習・ボランティアの要望があれば積極的に受け入れを行う。

VIII 環境の整備について

町から委託管理を受けている建物を大事に使いながら、利用者がその能力を発揮できるよう必要に応じて、町に設備の向上を検討していく。

IX 職員研修について

事業所及び利用者の活動に支障が無いように配慮しながらも、学習会や研修会などには積極的に参加していきたい。

X その他

2019（平成 31）年度事業計画

生活介護事業所
ケアセンターマーガレット

私たちは、牧ノ原やまぼと学園の理念に基づき、次のような計画を立て事業を行います。

I 活動方針並びに新年度の課題

1 活動方針

- (1) ご利用者一人ひとりをかけがえのない存在として重んじ、常に利用者の立場に立ったサービスを提供する。
- (2) 利用者とその家族に対し、サービスの内容等に関する情報公開を行い、本人や家族の要望や相談に応じていく。
- (3) 地域の人達との結びつきを大切にし、市町、その他関係事業者等と連携し、地域のニーズに応えると共に、地域の社会的資源の開発、活用に努める。
- (4) 私たちの提供するサービスは、障害者総合支援法、その他の関係法令等の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2 課題

- (1) 支援計画に沿った活動の提供及びアセスメントを支援ソフトを使い、利用者の意見を反映した事業を行うように努める。(個別支援内容・活動プログラムの充実化)
- (2) 利用料負担金の支払い方法を集金から口座振替に変更し、保護者及び事業所の負担をなくす。
- (3) 知的と精神の障碍の合併、又高齢化に伴い支援スキルを職員が身につける。
- (4) 活動エリアが狭い為、常に整理整頓に努め既存のスペースを有効活用する。
あつまりーナ内の事業所と協力し行事や送迎ばかりでなく、あつまりーナ全体の環境整備や安全対策、また全職員が協力しご利用者支援に努める。

II 利用者と職員の状況について

- 1 利用者について：定員 20 名、利用登録者 22 名（男性 13 名・女性 9 名）
- 2 開所日について：年間 253 日（休業日 113 日）
- 3 職員について：職員数 13 名。施設長 1 名、サービス管理責任者 1 名、生活支援員 9 名（正職 1 名、準職 2 名、パート職員 6 名、事務員 1 名（正職兼務）、看護師 1 名（パート職員）

III サービスとケアの内容

- 1 ケアの基本姿勢：在宅障害者の方たちに、日中活動や交流の場を提供し、自信と安心と喜びを持って地域で暮らしていただけるよう支援する。
- 2 個別支援計画：年 2 回、各ご利用者・保護者と個別に面談を行い、支援目標やサービス内容を計画。年 2 回、モニタリングを行い必要に応じて計画書の見直しを行う。
 - (1) 個別支援計画に基づき、食事、排泄等の生活支援、手工芸等の創作活動、健康維持のための散歩、レクリエーションダンス、クラブ活動、音楽活動、季節ごとの行事、外出、クッキング、おやつ作り等を行ない明るく楽しい施設作りを目指す。
 - (2) 健康管理については、サービス提供記録表や体調管理表を基にご家庭との連絡を密にし体調管理に努めます。またご利用者に急な体調異変が生じた時には、保護者に速やかに連絡をします。インフルエンザ等の感染を予防するため、手洗い、うがいの励行、マスクの着用(必要時)、水分補給、加湿、換気等を行う。
 - (3) 個別活動の実施については、各人のお楽しみプログラムの希望を聞き計画する。集団生活の中でも個々への対応を大切にします。

IV 防災並びに交通安全

- 1 消防計画及び地震防災応急計画に基づいた、防災訓練を毎月実施する。災害が発生した時はあつまりナ内の事業所と連携して、安全かつ速やかに避難できるよう努めます。津波を想定してはあとふるへの避難訓練等、緊急時の対応に備えます。
- 2 交通規則を守り安全な運転をし車両管理もおこない交通安全に努めます。

V 苦情とその対応、並びに、虐待と想われる事案に対する対応など

- 1 利用者及び保護者より苦情申し立てがあった場合は、法人の苦情解決委員会の定める「福祉サービスに関わる苦情解決についての指針」に沿って円滑迅速に苦情対応を行う。
- 2 リスクマネジメントについては、「ヒヤリ」の場面も含め小さな事故でも「事故報告書」を作成しスタッフ全員で事故の検証をする。（発作時の転倒や利用者の予期せぬ行動が見られる為、スタッフは利用者の動きに充分注意し再発防止に努める）
- 3 虐待防止委員会を事業所内に設置し月1回の会議をおこない虐待防止に努めるとともに、スタッフのセルフチェックも行います。

VI 家族や地域

- 1 家族との交流は、サービス提供記録表を用いて事業所や家庭での様子の情報交換をし互いの思いを伝え合い、毎月「マーガレットたより」を発行し月の出来事や次月の予定など情報を伝える。
- 2 保護者会を年3回開き、施設からの連絡及び保護者の方々が日頃感じていることや施設への要望、また保護者同士の交流の場とし自由な意見交換の時とする。
- 3 吉田町及びその他近隣の市町との連携を密にし、地域のニーズに可能な限り応え信頼関係を築くとともに、地域の人達が気軽に集まれ交流が出来る開かれた事業所を目指す。

VII 実習生やボランティア

- 1 教員免許及び福祉関係の資格取得のための実習生を積極的に受け入れ、良い学びの時となるように協力していく。
- 2 特別支援学校、地域の中学校の児童や生徒の職場（職業体験）実習及び地元の高等学校の介護実習を受け入れている。卒業後の進路を見つける大切な実習の位置付けもあるので、積極的に協力していく。
- 3 ボランティアについても、実習生同様、積極的に受け入れていく。

VIII 環境整備

施設の整備等については吉田町との連携を密にし、関係者との話し合いの上で進めていく。また、活動終了後は清掃、整理整頓に心掛ける。

IX 職員研修

職員の資質向上、サービス内容充実の為、施設内研修及び外部研修へ積極的に参加する。また他の事業所との交流を深め参考になる取り組みなど学び職員のスキルアップを図っていく。

X その他

地域で行われる催し（吉田町ふれあい広場・吉田特別支援学校文化祭）にも積極的に参加する。

2019（平成 31）年度事業計画

地域活動支援センター
レタスクラブ

私たちは、牧ノ原やまばと学園の理念に基づき、次のような計画を立て事業を行います。

I 活動方針や課題

1 活動方針

- (1) 利用者ひとりひとりをかけがえのない存在として重んじ、常に利用者の立場に立ったサービスを提供するよう努める。
- (2) サービスの内容等に関する情報公開を行ない、本人と家族の相談や要望に応じるよう努める。
- (3) 質の高いサービスを提供するため、スタッフの専門性向上と精神的成長のため、最大限の配慮をする。
- (4) 地域との結びつきを重視し、市町村、他の事業者との連携はもちろんのこと、地域住民との協力や、地域の社会的資源の活用に努める。
- (5) 事業所の管理運営並びにサービス内容は、関係法令や各省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2 課題

- (1) 多くの疾患にわたる精神障害者が利用されている現状に対して、利用者が安心して利用出来、職員も安心して支援ができる対策を講じておく。
- (2) 当事者の支援を担当課、相談事業所や家族と連携を取りながら、連絡体制や情報の共有を図れるように環境作りを整えていく。

II 利用者と職員の状況について

- 1 利用者 10名／日程度
- 2 職員 施設長1名（さくら施設長兼務）
正規職員1名（精神保健福祉士）、パート2名（交替）

III サービスやケアの内容について

- 1 開所日 月曜日～金曜日 9：00～15：30
- 2 身体障害者、知的障害者や多くの疾患にわたる精神障害者の本質を可能な限り把握しながら、利用者自らが日々の行動やその対応を工夫することで、日常生活を過ごすことができるように支援していく。
 - (1) 奉仕活動、ストレッチ、脳トレ、呼吸法、座禅等のリラックス、草取り、散歩、雑談、ランチ作り（実費負担）、農作業体験、外出計画や他の福祉施設との交流を図る等
 - (2) グループワーク、悩みごと座談会、個人面談
（障害や病気のこと。人との関わり方、日常生活の過ごし方等）
*活動で必要に応じた参加費等を負担していただく

IV 防災ならびに交通安全について

毎月、あつまりーナ内の3施設と防災訓練を実施し、火災・地震等の発生時、迅速かつ安全に利用者を避難させるよう努める。

V 苦情とその対応、並びに、虐待と思われる事案に対する対応など

苦情を受け付けるための窓口を設置、利用者またはその家族から苦情があった場合は、迅速かつ適切な対応をする。必要に応じて第三者委員を交えて話し合いの場も設ける。毎月のあつまりーナ会議にて状況を報告し情報共有する。

VI 家族および地域との交流について

- 1 1回/月 事業所のたよりを発行。関係機関等に配布し事業所の様子を伝えていく。
- 2 吉田町に利用者等の状況を毎月報告する。
- 3 関係者へ事業の内容や障害の特性について知ってもらうための情報を提供する。
- 4 地域貢献のひとつとして海岸清掃やカーブミラー等の清掃活動を行う。

VII 実習生、ボランティアの受け入れについて

実習・ボランティアの要望には、積極的に受け入れを行う。

VIII 環境の整備について

町から委託管理を受けている建物を大事に使いながら、必要に応じて、設備の向上を検討する。

IX 職員研修について

職員会議を毎月開催し事例を通して学ぶ機会を得る。

法人内の学習会や研修会に参加しての事例研究等や外部研修に参加して知識と情報を得る。

X その他

2019（平成31）年度事業計画

相談支援事業
生活支援センターやまぼと

私たちは、牧ノ原やまぼと学園の理念に基づき、次のような計画を立て事業を行います。

I 活動指針並びに課題

1 活動方針

- (1) 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供するよう努め、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援する。
- (2) 本人と家族の相談や要望に応じるため、サービスの内容等に関する情報公開を行う。
- (3) 質の高いサービスを提供するため、職員の専門性向上と精神的成長に向けて努める。
- (4) 地域との結びつきを重視し、市町、他の事業所との連携はもちろんのこと、地域住民との協力、地域の社会資源の改善、開発に努める。
- (5) 私たちが提供するサービスは、障害者総合支援法、並びに、関係法令や各省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2 課題

- ・センター内、計画相談に係る書類(事務時間確保)等における業務・体制整備の検討
- ・地域生活支援拠点における基幹型生活支援センター等の制度や地域の実状に合わせた相談支援事業の体制整備の検討(人材確保・人材育成環境の整備)
- ・権利擁護の視点に重きをおき、法人内外への働きかけを強化

II ご利用者と職員の状況

1 相談支援事業対象区域

委託相談：牧之原市（榛原地区） 島田市

計画相談：牧之原市（榛原地区） 吉田町 島田市（特定事業所加算Ⅳ型）

2 職員

施設長 1人（委託相談と兼務） 事務員（7時間パート）

相談員 7人（施設長を含む）

担当内訳 委託専任担当 2人（牧之原市2人、島田市1.25人）

計画専任担当 3人（常勤専従2人、非常勤1人）

委託・計画の兼務 2人

※2019年10月～特定事業所加算Ⅲ（常勤換算3人配置）もしくはⅡ型の指定（常勤換算4人配置）を取り、24時間体制等整備のために早急に準備（以下）をする。

- ・正職（5年以上福祉等関係業務経験有、社会福祉士等資格条件）増員を検討。
- ・5月～相談支援初任者・主任・現任等必要な研修講習。

III サービスとケアの内容

(1) 委託相談支援事業

牧之原市

- ・基幹相談支援センターの機能、役割（市と委託相談支援事業所との役割分担も含む）について整理し、センター設置に向けて協議を行う。
- ・権利擁護に対する円滑な連携及び体制整備を図る。
- ・包括支援センターオーリーブとの連携体制を構築する。（2019年度よりセンター隣接）

島田市

- ・地域生活支援拠点設置に向けて、相談支援体制のあり方を行政と協議していく。
 - ・委託相談の役割を継続して精査し、行政との協働体制を整えていく。
 - ・自立支援協議会で、相談支援事業者としての地域課題を意識した課題提起に努める。
- (2) 計画相談支援事業(サービス等利用計画作成)
- ・ケース対応について朝礼時に共有の機会を持つ、多くの支援が必要なケースの対応について週1回センター定例会や適時、共有及び検討をしていく。
 - ・新規計画作成については、体制整備の状況をみながら検討していく。
 - ・引き続き、計画相談の基本相談の役割を精査し、関係機関に働きかけ、協働していく。
 - ・24時間体制について協議する。電話対応についてはケースによりケア会議で受付・対応を決めた上で、必要に応じて対応する。(Ⅱ-2※の場合)
- (3) その他
- ・法人事業所利用ケースについては、更に連携し協力体制をつくる。権利擁護について共に学ぶ姿勢で取り組む。

IV 防災並びに交通安全

- (1) 緊急時の支援体制の検討
- (2) 個人情報の管理意識の向上
- (3) 車での移動が多いので、交通ルールを厳守する。

V 苦情とその対応、並びに、虐待と思われる事案に対する対応など

支援センターに関わる苦情や事故については、法人の指針に則り、誠実かつ迅速に対応する。他機関についての苦情等に対しては、各機関と連携をとり適切に対応する。センター内でのヒヤリ苦情等の検証体制は継続する。

VI 実習生やボランティア

実習指導者資格の所持者が不在のため、今年度の実習生受け入れはしない。法人内他事業所の実習生については、要請があれば可能な範囲で受け入れる。相談員の社会福祉士実習指導者養成研修の受講を検討する。

VII 環境整備

人材の増員に伴い、公用車・携帯電話の検討をする。
公用車の使う頻度が多い為、ドライブレコーダー設置をする。
Ⅱ-2※の場合、10月以降電話待機手当を日割で支給する。

VIII 職員研修

特定事業所加算に伴う要件の必須研修を受講(相談支援専門員研修・強度行動障害研修等)
相談支援専門員の専門性・質の向上に繋がる研修等の参加機会を持っていく。
地域生活支援拠点等の制度変化に対応できるような研修等の参加をしていく。

IX その他

業務の効率化を進めていくための対策を継続
・遅番・早番の勤務時間変更、事務のための土日曜勤務を申告により認める。

2019（平成 31）年度事業計画

介護老人福祉施設
介護予防短期入所生活介護
短期入所生活介護
特別養護老人ホーム 聖ルカホーム

私たちは、牧ノ原やまばと学園の理念に基づき、次のような計画をたて事業を行います。

I 活動方針並びに課題

- 1 活動方針 ご利用者、ご家族、職員に「笑顔の花を咲かせたい」
 - (1) ご利用者やご家族の思いに寄り添える支援をしていきます。
 - (2) 住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、積極的にショートステイ事業を展開しご利用者やご家族が安心した生活が送れるよう支援していきます。
 - (3) 職員の専門性を高める事で、適切な支援と職員自身の成長を支援していきます。
 - (4) 地域の方々や関係機関と連携し、福祉の充実に努めます。
 - (5) 法律や法令等を順守し、適切なサービスの提供に努めます。

2 課題

- (1) ご利用者がその方らしく暮らせるような支援
ご利用者及びご家族の思いを受け止めた支援をしていきたい。
- (2) ケアの質の確保
職員が、ご利用者の日々の変化に気づけるよう専門性を高めていきたい。利用者支援を多職種が連携し“チームケア”を実践する。
- (3) 職員の確保と定着
職員の心身の健康に気を配り、自信と意欲を持って仕事ができるようにしていきたい。また、問題を抱える職員が気軽に相談できる体制を施設内につくっていく。
- (4) 地域との連携
ご利用者の生活をより豊かにするため、地域や関係機関の協力を得て支援をしていくとともに、福祉へ関心を持っていただけるよう情報発信をしていきたい。
- (5) 法令の順守
介護保険法や各種関係法令の改正等に迅速に対応していきたい。

II ご利用者と職員の状況

- 1 ご利用者・・・長期入所定員 70名 短期入所定員 10名
- 2 職員配置・・・正職 41名 パート（準職、パート、嘱託） 32名
施設長 1（正職 1） 相談員・ケアマネ 5（正職 3・パート 2） 事務員 5（正職 3・パート 2）
介護員 49（正職 30・準職 1・パート 15） 看護師 7（正職 3・パート 4） 医師 1（嘱託 1）
管理栄養士 1（正職 1） 清掃洗濯員 3（パート 3） 宿直員 4（パート 4）

III サービスやケアの内容について

- 1 ご入居者様お一人おひとりの“今”を大切に個別ケアを実践していくため、ご本人やご家族の意向を伺い生活をサポートして行く。また、定期的なケアプランの見直しに加え、状態変化に応じてプランの変更を行うことでケアの見直しをする。
- 2 認知症状や身体的な変化、ターミナル期における適切な対応が出来るよう、多職種による連携をとり、必要時カンファレンスを実施する。

- 3 安全で美味しく食事を召し上がっていただけるよう栄養ケア計画書を作成し、嚥下機能にあった食事形態を考え低栄養の予防、改善を図る為、評価、見直しを実施する。
- 4 健康管理については、嘱託医師と施設との連携により早期に適切に対処する。その他、健康診断や予防接種を実施するとともに、感染症対策を徹底し感染拡大を防止する。
- 5 ご利用者が充実した生活を送れるよう、季節等考慮した行事を行う。また、個々の趣味や希望に沿った活動ができるようプログラムを提供していく。

IV 防災並びに交通安全

- 1 防災計画やBCPを実態に沿ったものにする。毎月の防災訓練は、実践に役立つ訓練を実施する。災害時には地域との連携がとれるよう、日頃から情報交換をしていく。
- 2 業務上の運転はもちろん、通勤時も交通安全を意識しマナーを厳守する。

V 苦情とその対応、並びに、虐待と思われる事案に対する対応など

- 1 苦情や要望ご意見には、誠意を持って迅速に対応する。内容をよく伺い、申し出者の思いを受け取り職員でよく話し合い改善案や経緯説明などを行う。
- 2 ヒヤリハットを見逃さず、情報共有する事で事故を最小限に抑えるためのリスクマネジメントを実施する。事故発生時には、原因究明と対策を講じ再発防止をする。
- 3 虐待を発生させない、見逃さないよう職員への研修をおこない「虐待防止・対応マニュアル」にそった対応を行う。

VI 家族や地域

- 1 ユニット毎の行事等に参加していただく事で、ご家族の皆さまにはご利用者との交流だけでなく、職員との意見交換やご利用者の状態をお伝えする機会としていきたい。
- 2 地域の皆さまには、聖ルカホームの事を知っていただく機会を多く設け積極的に交流をしていきたい。また、福祉や介護についての情報も発信していきたい。

VII 実習生やボランティア

- 1 各種学校の福祉実習や職業体験を積極的に受け入れ、実習担当者を中心に充実した実習となるよう施設全体で受け入れていきたい。
- 2 職員では提供できないレクレーションやサービスを、ボランティアの協力により実現していきたい。

VIII 環境整備

より良い住環境となるよう、また、職員の労働安全に着目したメンテナンスを行う。

IX 職員研修

職員全員が各職種の専門性を高められるよう、研修計画をたて参加できるようにする。また、職員の内面が磨かれ、福祉職員としてふさわしい人材となり、個々の人生も豊かなものになるような学びを提供していきたい。

X その他

- 1 日常業務や会議等の目的を明確化し、業務改善に努める。
- 2 関係者（ご利用者、ご家族、地域、職員）が連携をとり、より良いケアが実現できるよう話し合いの機会を設ける。

2019（平成31）年度事業計画

介護老人福祉施設
短期入所生活介護
地域密着型特別養護老人ホーム グレイス

私たちは、牧ノ原やまばと学園の理念に基づき、次のような計画を立て事業を行います。

I 活動方針並びに課題

- 1 活動方針・・・その人らしさに深く寄り添う
 - (1) ご利用者や御家族の思いに寄り添える支援をしていきます。
 - (2) 職員の専門性を高める事で、適切な支援と職員自身の成長を支援していきます。
 - (3) 地域の方々や関係機関と連携し、福祉の充実に努めます。
 - (4) 法律や法令を遵守し、適切なサービス提供に努めます。
- 2 課題
 - (1) 職員の適正な配置と職員の育成。
 - (2) より良いケアの追求と業務改善への取り組み。
 - (3) 施設に関わる全ての人々の満足度の向上。
 - (4) 法人の運営方針と施設の現状や問題点を理解し協力体制をとる。

II ご利用者と職員の状況

- 1 ご利用者・・・長期入所定員 29 名 短期入所定員 8 名（休止中）
- 2 職員配置・・・正職 15 名 パート（準職、パート、嘱託） 13 名
施設長 1（正職 1）：居宅事業所シャローム施設長・デイサービスすずらん施設長兼務
相談員・ケアマネ 1（正職 1） 事務員 1（正職 1） 介護員 20（正職 12・準職 2・パート 7）
看護師 3（正職 1・パート 2） 医師 1（嘱託 1） 清掃員 1（パート 1）

III サービスとケアの内容

- 1 基本サービス
「地域密着のユニット型特養」として、ご利用者の生活が入居前の暮らしと連動したものになる様に配慮しつつ、自立的な日常生活を営むことができるように支援する。
- 2 健康管理について
嘱託医による定期診察月 2 回、訪問歯科による診察随時、定期健康診断年 1 回
インフルエンザ予防接種年 1 回、肺炎球菌予防接種 5 年に 1 回実施する。
年 6 回安全対策委員会を開催し、感染症・喀痰吸引・褥瘡等への対応を検討する。
体調変化については嘱託医と職員の連携により早期に適切に対処する。
- 3 通院・入院について
ご家族と連携し、医療機関受診・入退院の対応を行い、退院後は可能な限り適切な環境を整えていく。
- 4 教養娯楽について
職員は時間を有効に使い、各ユニットの個性にあった活動を提供する。
ご利用者が気力を持って関心・感動を味わえるよう定期ボランティアの協力を得ながら、ご利用者の創造的活動を支援する。
- 5 事故及びヒヤリ発生への対応
重大な事故を防ぐため、事故原因などの分析を行うとともにヒヤリハット発生時にも一つひとつの事案の検証をし、その対策を考えと職員全員で共有できる体制をとる。

IV 防災並びに交通安全

- 1 防災訓練やBCPを実態にあったものにする。毎月の防災訓練は、実践に役立つ訓練を実施する。災害時には地域との連携がとれるよう、日頃から情報交換をしていく。また、今年度から宿直員を廃止したため、夜間に台風などの接近が予測される場合は災害に対応できるよう職員を配置する。その他の緊急時にはグレイス以外からの応援を要請できる体制を整える。
- 2 交通安全
 - (1) 運転時は交通安全を意識しマナーを厳守する。
 - (2) 公用車は大切に使用し、定期的な点検整備を行う。

V 苦情とその対応、並びに、虐待と思われる事案に対する対応など

- 1 苦情や要望があった場合にはどんな申し出であっても十分に傾聴し、内容を把握・申し出人の思いを確認した上で丁寧に対応する。
- 2 予測される危険に対し、出来得る対策を講じ、事故が発生した時は速やかに家族に事実を報告・謝罪し、事故についての検証会議を開催し対策を実施する。
- 3 虐待を発生させないよう職員への研修を行う。「虐待防止・対応マニュアル」に沿った対応を行う。

VI 家族や地域

- 1 行事や「家族の集い」を開催し、施設の取り組みについてご理解ご協力をいただくとともに、交流によってご家族職員間の良好な関係性の構築を図る。
- 2 地域の求めに応じた内容の介護者向け勉強会を計画し情報発信を行いたい。
- 3 運営推進会議を年6回実施し、ご家族・地域の皆様や各関係機関よりご意見をいただき、事業運営に反映していく。
- 4 施設周辺への外出、地元の催し物への参加、施設ホールの提供等を通して地域との交流を深める。

VII 実習生やボランティア

- 1 地域児童の職業体験や各種学校の福祉実習生等の受け入れを積極的に行う。
- 2 ボランティア個人・団体との連携を深め、日常的に、また行事の際等に参加を依頼する。

VIII 環境整備

- 1 より良い住環境となるよう、また、職員の労働安全に着目したメンテナンスを行う。

IX 職員研修

- 1 法人内、キャリアパス資格等級基準に沿って、職員全員がまんべんなく段階に合わせた研修を受講できるようにする。
- 2 職員全員が各職種の専門性を高められるよう、研修計画を立て参加できるようにする。また、職員の内面が磨かれ、福祉職員としてふさわしい人材となり、個々の人生も豊かなものになる様に学びを提供していきたい。
- 3 各職員が自分自身の傾向を知ってケアに向き合えるように、メンタルヘルス研修を継続的に取り入れ不適切ケアの予防を図る。

X その他

- 1 職員が知っているべき情報を整理できる体制を整え、業務の効率化・改善に努める。

私たちは、牧ノ原やまばと学園の理念に基づき、次のような計画を立て事業を行います。

I 活動方針並びに課題

1 活動方針

- (1) 利用者一人ひとりの思いに寄り添い、大切な人として重んじて常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- (2) 利用者の残存能力を十分活用し、達成感を味わっていただきながら「出来る」という自信につなげられるように努める。
- (3) 質の高いサービスを提供するため、職員の専門性向上と精神的成長を促す。
- (4) 関係する措置市町や地域の人々などと連携を密にして、長寿を喜べる社会形成に努める。
- (5) 提供するサービスは、老人福祉法並びに関係法令や各省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2 課題

- (1) 職員研修の充実
- (2) 介護福祉士、社会福祉主事、危険物取扱者、防火管理者などキャリアパス制度や業務上必要な各種資格の取得を積極的に進める。
- (3) 高齢者や障害者の関係機関と連携し、入所や短期宿泊事業等の利用を促進する。

II 利用者と職員の状況（4月予定）

1 利用者について

- (1) 定員：措置入所 50 名、生活管理指導短期宿泊 5 名
- (2) 自主事業として、契約による短期宿泊事業の実施

2 職員について

- (1) 正規職員 5 名、嘱託職員 1 名、準職員 1 名、嘱託医師 1 名、パート職員 11 名

III サービスやケアの内容

1 健康管理

嘱託内科医の往診（原則毎月第 2・4 火曜日の午後）、健康診断（年 2 回）、インフルエンザ・肺炎球菌予防接種、毎月の体重・血圧測定及び毎朝・入浴前の検温を行う。

2 教養・娯楽、行事等

利用者の自治組織である白ゆり会からの要望に答えたり、その時々季節感を味わえるように行事を企画する。

「笑いヨガ」や「習字クラブ」を定期的開催。月曜日から金曜日の朝には利用者と職員全員が一同に集い朝礼を行う。また、月に 1 度は利用者に向けて、施設長による「聖書のお話」を開催する。

IV 防災並びに交通安全

1 防災訓練

- (1) 防火管理者を中心に、毎月、避難訓練や防災設備及び利用者個々に貸与している防災用具の点検を行うとともに、年 1 回炊き出し訓練を行う。
- (2) 法人の全体防災訓練（安否コール招集訓練）に参加する。

- 2 交通安全教室に参加し、職員は安全な社有車及び自家用車の運転に努める。
- 3 BCP（事業継続計画）を作成し、具体的に発災時の準備を進める。

V 苦情とその対応、並びに虐待と思われる事案に対する対応など

- 1 苦情
苦情受付箱を集会室及び玄関の2か所に設置するとともに苦情や要望を積極的に把握する。また、苦情内容等は相寿園だよりに掲載し公表を行う。
- 2 虐待
相寿園虐待対応規程及び虐待対応マニュアルに基づき、職員一丸となって虐待のない施設づくりを進める。万一、虐待の通報があった場合は、規程及びマニュアルに基づき虐待対応責任者及び虐待対応委員会に報告し、適切に処理していく。

VI 家族や地域

- 1 家族
相寿園だよりを送付し、利用者の日常の様子を伝えるとともに、夏祭り等の行事への参加を促す。
- 2 地域
夏祭りや各種行事への参加を呼び掛ける。また、地元の「西中組」との相互支援協定に基づき、日常の防災訓練や有事の際の避難等について相互に協力していく。

VII 実習生やボランティア

地域の教育機関、社会福祉関係団体からの体験実習等を積極的に受け入れる。また、利用者の支援や慰問、施設内外の環境整備や農園作業に関わるボランティアの確保に努める。

VIII 環境整備

利用者の生活と職員の働きやすい環境を確保するため、相寿園管理組合との連携を密にして、必要な施設整備や補修を行う。

IX 職員研修

法人の内部研修を始め、静岡県社会福祉人材センターや中部地区公立養護老人ホーム施設職員連絡協議会など外部団体が主催する研修及びキャリアパス制度に対応した研修に計画的かつ積極的に参加する。

X その他

- 1 事業所内会議
毎月の全職員参加の職員会議では、施設管理者会や高齢者部会の情報を共有する。支援会議や給食会議を毎月開催し、利用者に対するより良い支援策や職員意識の統一に向けての話し合いを行う。
ケアプラン会議では、利用者の処遇計画の作成及び評価を行う。
- 2 事業所内委員会
感染症対策委員会を毎月開催して、ノロウイルスなど感染症の情報収集と対策を検討し、講習会や感染症対策を実施する。
事故防止対策委員会を隔月開催し、事故防止対策について話し合いを行う。

2019（平成31）年度事業計画

養護老人ホーム
島田市立養護老人ホーム ぎんもくせい

私たちは、牧ノ原やまばと学園の理念に基づき、次のような計画を立て事業を行います。

I 活動方針並びに新年度の課題

1 方針

- (1) 利用者一人ひとりの思いを受容し、寄り添い、大切な人として重んじて常に利用者の立場に立ったサービスを提供するように努める。
- (2) 利用者の残存能力を十分活用し、達成感を味わっていただきながら「出来る」という自信につながられるように努める。
- (3) 質の高いサービスを提供するため職員の専門性向上と精神的成長の促しに努める。
- (4) 関係する措置市町や、地域の人々などとの連携を密にして、長寿を喜べる社会形成に努める。
- (5) 提供するサービスは、老人福祉法、並びに関係法令や各省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2 課題

- (1) 運動の確保と認知症の予防（転倒予防と水分補給の奨励）（継続2年目）
- (2) 職員研修の充実（キャリアパスへの対応）（継続2年目）
- (3) 確実な伝達（何を、いつまで、どの位）と緊急/様子見の分かりやすい区分

II 利用者と職員の状況（4月予定）

- 1 利用者…定員50名（ほぼ自立者、要介護者、要支援者、身体障害ある方、精神障害ある方、知的障害ある方）
- 2 職員数…正規職員10名（施設長1、副施設長（主任介護員）1、生活相談員2、支援員3、事務員1、看護師1、栄養士1）パート職員11名（日勤支援員2、看護助手1、夜勤専門員3、早朝専門員2、宿直職員3）合計21名（但し、嘱託医除く）
（有給休暇の年間5日以上全職員消化に伴い場合によって職員増が必要）

III サービスやケアの内容

- 1 基本サービス「健康状態の確認、食事、入浴、娯楽、夜間支援」を中心に、自立した生活ができるよう支援する。特に、転倒予防と水分補給に注力する。
- 2 健康管理について
嘱託内科医による定期回診は月2回の火曜日、歯科医による定期歯科検診を年2回、定期内科健診は年に2回、肺結核検診は年1回を各実施する。嘱託内科医による予防接種はインフルエンザ年1回、肺炎球菌予防接種5年に1回、各実施する。年6回の感染予防委員会の開催を行う。手洗い、消毒、換気などを定期的に確認し、徹底に結び付ける。感染症対応の物品管理を行う。
- 3 通院・入院について
市内外の医療機関と密接な連携を図りながら、通院・入院に対応する。また高齢化する保証人や親族と協議し、民間保証団体や後見制度利用について、案内する。
- 4 教養娯楽について
利用者ごとの要望に出来るだけ応えるとともに、季節ごと月ごとの行事を企画してゆく。

IV 防災並びに交通安全

- 1 防災訓練
 - ①防火管理者を中心に、火災・地震・風水災・土砂崩れ・侵入者に対し、施設において毎月1回防災訓練を行う。また、大津地区で行われる秋の合同避難訓練に参加する。緊急時のマニュアルの定期更新を行う。
 - ②法人の全体防災訓練（安否コール招集訓練）に参加する。
- 2 交通安全教室に参加し、職員は安全な社有車・自家用車の運転に努める。
- 3 BCP（事業継続計画）の更新を行い、具体的に発災時の準備を進める。

V 苦情とその対応、並びに、虐待と疑われる事案に対する対応など

- 1 苦情（虐待）解決責任者を施設長とし、苦情（虐待）受付担当者を生活相談員とする体制とする。虐待に係る対応の確認と報告様式の利用及び定期会議を設ける。
- 2 苦情への第一次反応を当日もしくは翌日に行い、申立てから2週間以内目標に解決を図る。虐待に対して、事実確認の後、法人及び行政への報告を周知する。当方に非がないとも思われる場合でも、要望等として記録し、関係者間で共有する。
- 3 苦情箱への虐待懸念の収集告知、年1回以上の関連研修参加と共有、状況を定期報告する。

VI 家族や地域

- 1 家族との交流について
来訪しやすい雰囲気（気持ちの良い職員対応、チームワーク）を作る。施設行事への招待など、施設誌等で情報発信すると共に、保証人会を定期開催する。
- 2 地域社会との交流について
地域の方を夏祭りに招待し、大津ふれあい祭りへご利用者の作品を出す等、交流を図る。また地元小中学校等との関わりを深め、若い世代との交流を図る。
- 3 地元大津地区の自治会に、職員募集や行事の案内など積極的にアナウンスし、災害時など相互に協力し合えるよう働きかける。地域で行われる市推進の介護予防体操等への参加を促す。

VII 実習生やボランティア

周辺中学校や大学など教育機関からの要請による施設実習など職場体験や教職福祉体験の提供及び依頼があればボランティアを受け入れる。

VIII 環境整備

島田市との連携により施設整備を確実に行う。特に、居室の準個室化、屋根や外壁の塗り替えや補修について、市と協議して行く。2019年度は特に、居室のエアコン交換の依頼と照明のL.E.D.化について、島田市担当課と協議を進めたい。

IX 職員研修

意欲ある職員の研修参加促しと法人キャリアパスに対応した職員研修や外部講師を呼んでの講演会等の計画・実行をする。

X その他

- 1 施設長が、静岡県老人福祉施設協議会と静岡県給食協会への役員としての参加をする。
- 2 電気料金が上がり続けているのでその需要管理（エコナビ既設）と利用者の利便確保の調整を図る。

2019（平成 31）年度事業計画

通所介護事業所
介護予防・日常生活支援総合事業
デイサービスセンター真菜

私たちは、牧ノ原やまばと学園の理念に基づき、次のような計画を立て事業を行います。

I 活動方針並びに課題

1 活動方針

- (1) ご利用者一人ひとりをかけがえのない大切な人として重んじ、一人ひとりの思いに寄り添い、常にご利用者の立場に立ったサービスを提供するように努める。
- (2) ご利用者が住み慣れた地域で可能な限り自立した日常生活を送ることができるように必要な日常生活の支援、機能訓練などを実施し、社会的孤立感の解消や心身機能の維持・向上、ご家族の介護負担の軽減ができるよう支援する。
- (3) 「褒める」「認める」「感謝する」をモットーにご利用者支援にあたり、職員同士のチーム力向上のために実践する。
- (4) 私達が提供するサービスは、老人福祉法、老人保健法、並びに関係法令や各省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2 課題

- (1) ご利用者の思いにしっかりと耳を傾け、職員の「気づき」を増やし、意欲を引き出せるよう支援する。ご利用者の「やりたい！」を実現できるように職員全体でアイデアを出し、自信と喜びを感じるような活動を提供し達成感を味わえるようにする。
また、総合事業のご利用者の日課や行事を計画し、年2回社会参加できるような取り組みをする。
- (2) 選ばれるデイサービスを目指して、新しい取り組みや活動報告など、FBなどで外部へ積極的に発信するとともに、月中に居宅介護支援事業所を訪問し、新規利用者の獲得につながるよう、ご利用者の様子や取り組みの成果などを魅力的に発信し、通所介護の稼働率3%UPを目指す。
- (3) ご利用者・ご家族・職員同士の挨拶、苗字呼び、敬語を使うことを徹底し更なる職員のマナー向上を目指す。
- (4) 働きやすい職場環境の整備とチームワーク良く働けるよう協力し合う。

II ご利用者と職員の状況

- 1 ご利用者…通所介護定員 35 名・日常生活支援総合事業定員 14 名(火～金)
- 2 職員配置…正職 6 名(管理者 1 名、相談員兼介護員 2 名、介護員 2 名 事務員兼務 1 名)
準職 1 名 (看護師兼務 1 名)
パート 20 名(看護師 4 名、介護員 7 名、介護員兼務 2 名、介護補助 1 名、運転手 5 名)

III サービスやケアの内容

- 1 通所介護計画はより具体的な目標と支援内容を設定し、職員全体で共有し計画に基づき、認知症対応・身体機能の維持・向上、意欲向上等の必要なサービスを個別に提供し目標達成を目指す。
- 2 個々の趣味活動を継続し、生活の張りや生きがいを感じ、社会参加につなげる。
- 3 月に2回フットケアの日を設定し、必要に応じて足爪の手入れをするとともに、機能訓練や中庭歩行、オリーブ畑のウォーキングコースを利用した歩行訓練を行い、下肢筋力の維持・向上を目指す。

- 4 お迎え時に本人又はご家族に様子を伺う。バイタル測定や日々の状態観察、定期的な体重測定を行い、体調の変化を早期に発見し適切な対応に努める。

IV 防災並びに交通安全

1 防災訓練の実施

- (1) 消防計画に基づいた防災訓練を年2回行い、災害に備え避難訓練は毎月行う。
- (2) 法人の全体防災訓練、安否コールの返信率は100%を目指す。
- (3) 施設の防災マニュアルやBCPの見直し、初動対応の訓練を行う。

2 交通安全の意識付け

- (1) 定期点検を行う。(毎日/毎週の送迎前点検の施行)
- (2) 交通安全講習に参加する。
- (3) ドライブレコーダーを全車両に搭載。通勤時も含め、交通ルールの厳守と安全運転に努める。

V 苦情とその対応、並びに虐待と思われる事案に対する対応など

- 1 苦情の申し出には、速やかに申し出人の思いを傾聴し、状況の把握を行いマニュアルに沿って丁寧に対応する。
- 2 虐待に対してはマニュアルに沿って対応し、定期会議とセルフチェックを行い、虐待防止に努める。
- 3 ヒヤリハットの情報共有と早期に対策を講じ事故を未然に防ぐよう努める。事故発生時は速やかにマニュアルに沿って対応し、検証と対策を早期に行い再発防止に努める。

VI 家族や地域

- 1 送迎時や連絡帳を活用し家族と情報交換を行い、家族の悩みや不安を軽減できるようにする。「真菜便り」を月1回発行し、ご家族やケアマネに情報を発信する。介護者のつどいを年1回開催し、職員・介護者同士の意見交換や交流の機会をつくる。
- 2 ご利用者本人・家族・居宅介護支援事業所を対象に満足度調査を年1回行い、いただいたご意見は事業運営に反映させていく。
- 3 地域の小学校や高校生との交流、オーリーブ畑や祭典をとおして地域の交流を深める。

VII 実習性やボランティア

実習生やボランティアの積極的な受入れと、ボランティアの活動を継続していただくよう依頼をする。

VIII 環境整備

害虫駆除は毎月行い、施設内・外の整備・点検と必要な修繕を行う。

IX 職員研修

- 1 法人内、キャリアパス要件を満たすよう、法人内・外の研修に積極的に参加できるようにする。職員会で研修報告を行い情報共有を図る。
- 2 職員同士のコミュニケーションを図り、スキルアップできるよう、職員会でミニ研修を行う。

X その他

- 1 建物の老朽化と土砂災害危険区域のため、新築移転を考慮して土地の確保に努めていく。
- 2 有給休暇の取得（誕生日や記念日休暇）や、朝礼時の腰痛予防体操は継続していく。
- 3 牧之原市介護者のつどいの委託を受け、年2回開催する。

2019（平成 31）年度事業計画

認知症対応型通所介護事業所
デイサービスセンターすずらん

私たちは、牧ノ原やまばと学園の理念に基づき、次のような計画を立て事業を行います。

I 活動方針並びに課題

1 活動方針

- (1) 認知症の方が可能な限り住み慣れた居宅において日常生活を営むことができ、家族の介護負担を軽減できるように支援します。
- (2) 認知症の方の持つ能力に応じ自立した日常生活を送ることができるよう、生活機能の維持・向上を目指して必要な日常の支援・運動プログラムの評価を行い、認知症緩和を図り、社会的に孤立しない暮らしを支援します。
- (3) 施設での出来事をご利用者の記憶に留まらなくても、1日を楽しく笑って過ごしていただけるように努めます。
- (4) 職員は常に感謝の気持ちを持って、笑顔でご利用者に接します。
- (5) 法律や法令を順守し、適切なサービスの提供に努めます。

2 課題

- (1) 記録のスキルや認知症のデイサービスとしての専門性を持つスタッフの育成。
- (2) 昨年度から始めた運動プログラムはご家族から一定の評価を頂けているが、計測・評価等の見直しと細かい部分の充実を図りたい。
- (3) ご家族や関係機関の求めに応じた適切な情報発信により信頼関係を築き、稼働率のUPと安定を図りたい。

II ご利用者と職員の状況

- 1 利用者…定員 12 名 認知症の要支援 1～要介護 5 の方
- 2 職員体制…施設長 1 名：シャローム施設長・グレイス施設長を兼務
管理者 1 名：相談員・介護員兼務、 介護員 3 名（パート 3）
相談員 1 名：介護員兼務、 運転手 2 名（パート 2）
- 3 職員の健康管理
(1) 健康診断（年 1 回）を行い、必要な受診・治療を促す
(2) インフルエンザ予防接種

III サービスとケアの内容

- 1 ご利用者の声に耳を傾けて丁寧なアセスメントを行い、個々のニーズに応じたサービスを提供する。
- 2 通所介護計画の目標は具体的に設定し、職員は目標達成できるよう情報共有に努め、計画書に沿ったサービスを提供する。
- 3 家事活動を中心に、自発的な活動で自信を持てるよう、職員が見守り環境を整える。
- 4 体操や身体を使うレクリエーション等のプログラムを提供し、下肢筋力維持・認知症の進行予防を図る。
- 5 活動内容のパターン化によって認知症の状態を把握し、個別に支援の方法を検討する。
- 6 バイタル測定や日々の状態観察で体調変化を早期に気づけるように努め、変化がみられた際は看護師・家族・担当ケアマネへ連絡する。

IV 防災並びに交通安全

- 1 グレイスと共に防災訓練を毎月実施し、事業所用の防災マニュアル・個々のフェイスシートの整備を継続的に行う。
- 2 交通安全
(1) 交通安全講習に参加、安全確認をおこない、早めのライト点灯で事故を予防する。

- (2) 公用車は大切に使用し、定期的な点検整備を行う。
- (3) 職員は送迎業務に支障がないよう体調を管理し、健康状態によっては運転者を変更する。

V 苦情とその対応、並びに、虐待と思われる事案に対する対応など

- 1 苦情の申し出には速やかに不快な思いにさせた事を謝罪。苦情の内容を傾聴し状況を把握した上でマニュアルに沿って丁寧に対応する。
- 2 介護サービス事業所職員は高齢者虐待を発見しやすい立場にある事を自覚し、高齢者虐待の早期発見に努め、疑われるケースは担当ケアマネ・包括支援センターや行政と連携し適切に対応する。
- 3 ご家族向けに認知症について理解していただけるような情報発信を行い、虐待予防に努める。

VI 家族や地域

- 1 連絡ノートや毎月発行のお便りを活用して日頃の状況報告を行い、送迎等の訪問の機会を通してコミュニケーションを図り、信頼関係を構築する。
- 2 「介護者の集い」を開催し、家族の介護への悩み等を自由に相談できる場を提供する。アンケート調査を行い、出来る限り多くの参加を得られるよう工夫する。
- 3 運営推進会議を年2回実施し、地域の皆様や関係各機関よりご意見をいただき、事業運営に反映していく。
- 4 施設周辺への外出、地元の催し物への参加を通して、地域との交流を深める。

VII 実習生やボランティア

- 1 地域児童との交流・近隣の学校からの実習生を積極的に受入れる。
- 2 ボランティア個人・団体との連携を深め、日常的に、また行事の際等に参加を依頼する。

VIII 環境整備

- 1 施設設備はグレイスと一体的に定期的に点検し、必要な修繕・部品交換を行う。
- 2 利用者数増でホール全体が狭く感じられるため、利用者が活動的に過ごせるようなレイアウトを心がける。
- 3 利用者が安全に家事活動・農作業等が行えるよう事業所内や中庭の環境を整える。
- 4 公用車は定期的に洗車し、車内の清潔保持に努める。

IX 職員研修

- 1 法人内、キャリアパス資格等級基準に沿って、職員全員がまんべんなく段階に合わせた研修を受講できるようにする。
- 2 認知症対応型通所介護のスタッフとして必要な専門的スキルの向上につながる研修に参加し、恵の丘職員会で研修報告をおこない情報の共有を図る。
- 3 恵の丘職員会への参加人数は限られる為、ミーティングでのミニ研修会を継続する。
- 4 エゴグラムなどを使ったメンタルヘルス研修を行う。各職員が自分自身の傾向を知ってケアに向き合えるようにし不適切ケアの予防を図る。

X その他

- 1 必要な人材を整え、職員が高いモチベーションを維持できる環境の整備
- 2 小規模な事業所であるため、会議・ミーティングは全職員が意見交換できる場となるように努め、より良い人間関係の中でケアへの価値観等について話し合い業務を進めたい。

2019（平成 31）年度事業計画

訪問介護事業
介護予防・日常生活支援総合事業
ライフサポートさふらん

私たちは、牧ノ原やまばと学園の理念に基づき、次のような計画を立て事業を行います。

I 活動方針並びに新年度の課題

1 活動方針

ご利用者が可能な限り住み慣れた地域で暮らしていけるよう支援していきます。

2 課題

- (1) ヘルパー全員が研修に参加できるよう研修計画を作成しケア向上に努めます。
- (2) 職員の成長により、統一されたより良いケアを提供し、ご利用者、ご家族、ケアマネジャーから信頼され、選ばれる事業所となります。
- (3) ヘルパーの適正な仕事量管理をし、心身の健康に気を配ります。また、上司や職員間で相談しやすい体制をつくります。
- (4) 総合事業対象サービスの提供件数は伸びているが単価設定が低いため収支バランスが効率的でなく、経営に大きく影響している。社会福祉法人としての役割りを果たしつつ、運営をしていきます。

II 利用者、職員の状況について

1 利用者 80名（サービス提供責任者2名のため）

2 職員体制

施設長1名（正職・聖ルカホーム施設長兼務）

ホームヘルパー15名（正職3名・準職員1名・パート1名・登録ヘルパー10名）

※正職ヘルパー2名はサービス提供責任者を兼務

III サービスとケアの内容

- 1 サービス提供の対象者が、①介護保険の利用者 ②総合事業対象者 ③介護保険外の私的契約（自費）者であることから、制度をよく理解したうえでサービスの提供を行う。また、契約時の説明や経過報告など、ご本人やご家族、ケアマネジャーに対し丁寧な説明を心がけ、信頼関係を築いていく。
- 2 職員はサービス提供の際、プランに沿った支援ができるように心がける。
- 3 職員間での引継ぎを確実にいき、ケアが正しく継続できるようにしていく。

IV. 防災並びに交通安全

- 1 サービス提供中に大規模災害が発生した場合を想定し、ヘルパーはどのように対処すべきかのマニュアル作成をしていく。
- 2 自動車での移動が必ずあるため、事故に気を付け安全運転を心がける。特に、法定速度厳守、違法駐車、雨天時の運転には注意する。移動時間と気持ちに余裕を持ってケアにあたる。

V 苦情とその対応、並びに、虐待と思われる事案に対する対応など

- 1 苦情や要望ご意見には、誠意を持って迅速に対応する。内容をよく伺い、申し出者の思いを受け取り職員でよく話し合い改善案や経緯説明などを行う。
- 2 ヒヤリハットを見逃さず、情報共有する事で事故を最小限に抑えるためのリスクマネジメントを実施する。事故発生時には、原因究明と対策を講じ再発防止をする。

3 虐待を発生させないよう職員への研修をおこなう。ご利用者の虐待について発見した場合「虐待防止・対応マニュアル」にそった対応を行う。

VI 家族や地域

日頃から気持ちの良い挨拶等を心がけ、ご利用者をご家族や地域の皆さまと共に支援できるような環境を構築していきたい。

VII 実習生やボランティア

学生の実習などは積極的に受け入れ、福祉の担い手の育成に寄与していきたい。

VIII 環境整備

労働環境を安全で働きやすい職場にすることで、ヘルパーの事業所定着を図りたい。

IX 職員研修

職員全員が各職種の専門性を高められるよう、研修計画をたて参加できるようにする。また、職員の内面が磨かれ、福祉職員としてふさわしい人材となり、個々の人生も豊かなものになるような学びを提供していきたい。

VII その他

ケアの提供は基本的に一人で行うため、その場での判断を一人で行なわなければならない知識と経験が必要である。また、ケアの内容や支援方法について他の職員が確認する事が出来にくく、統一されたケアが提供できない可能性もある。ケアの質を確保するためにサービス提供責任者等による定期的な確認ができるシステムを整えていきたい。

2019（平成 31）年度事業計画

居宅介護支援事業所
シャローム

私たちは、牧ノ原やまばと学園の理念に基づき、次のような計画を立て事業を行います。

I 活動方針並びに課題

1 活動方針

- (1) 法人の理念・サービス提供指針に沿って、ご自宅で生活されている方が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で安心安全に自立した生活を継続できるよう仕事をすすめていきます。
- (2) 法律や法令を順守して、適切なサービスに繋げていきます。

2 課題：

- (1) 居宅介護支援事業所としてできる地域貢献について具体的な行動につなげたい。
- (2) 事業所にとって必要な人員体制が作れるよう人材情報の共有に努めたい。

II ご利用者と職員の状況

1 ご利用者・・・要介護：70 件まで（介護支援専門員 2 名で）

要支援・総合事業対象者：要介護者の件数により包括と調整。

2 職員配置・・・正職 3 名

施設長 1（正職 1）特養グレイス施設長・デイサービスすずらん施設長兼務
管理者 1（正職 1）主任介護支援専門員
介護支援専門員 1（正職）主任介護支援専門員

III サービスとケアの内容

1 公正中立なケアマネジメントを行います。

- (1) 利用者の意志に基づいた契約となるよう、居宅サービス事業所は複数ある中から選べる事、ケアプランに各サービスを位置付けた理由等について丁寧に説明します。
- 2 ご利用者・ご家族との会話の中から必要な情報を十分に把握していけるよう、円滑なコミュニケーションを図る事に努めます。
- 3 地域とのつながりを深め、インフォーマルな支援を組み入れたサービス計画を立てていきます。
- 4 自立支援・重度化防止ができるよう、医療・介護との連携強化を図ります。
- 5 困難ケースも積極的に受入れ、包括支援センター・行政・他事業所との連携を図り多種多様な課題を抱える利用者とその家族を支援します。
- 6 制度改正では利用者・家族にその仕組みや料金・手続きについてわかりやすく説明し、改正点を踏まえた適切な支援を行います。

IV 防災並びに交通安全

- 1 居宅介護支援事業所用の防災マニュアル・個々のフェイスシートの整備継続
- 2 恵みの丘の一員として全体の防災訓練に参加する。
- 3 公用車は定期的な点検整備を行い、運転時は交通安全を意識しマナーを厳守する。

V 苦情とその対応、並びに、虐待と思われる事案に対する対応など

- 1 苦情では申し出人の訴えを傾聴し不快にさせた事をお詫びし、状況を把握した上で丁寧に対応する。苦情について全体で共有し再発防止に努める。

- 2 他事業所への苦情についても書類にまとめ伝えていくことで、苦情の解決を図り、互いの質の向上につなげます。
- 3 介護支援専門員は高齢者虐待を発見しやすい立場にある為、虐待の早期発見に努め、疑われるケースについては各事業所・包括支援センターや行政と連携し適切に対応する。

VI 家族や地域

- 1 ご家族の立場や心情に配慮した上で、地域住民・近隣事業所・民生委員等と連携していく。
- 2 恵の丘全体で担当分野を決め、地域の求めに応じた内容の介護者向け勉強会を計画する。

VII 実習生やボランティア

- 1 特定事業所加算取得事業所ではないが、県からの求められた場合は介護支援専門員実務研修受講試験合格者の実習を受け入れる。その他地域からの求めに応じていきたい。
- 2 ボランティアをインフォーマルな支援として、個々のケースに協力を得られるよう心がけて情報を収集する。
- 3 恵の丘へのボランティアの対応に協力する。

VIII 環境整備

- 1 公用車は定期的に整備点検し、車内・外観を清潔に保つ。
- 2 恵の丘にある事業所の職員として、建物と周辺環境整備を行う。

IX 職員研修

- 1 法人内、キャリアパス資格等級基準に沿って、職員全員がまんべんなく段階に合わせた研修を受講できるようにする。
- 2 外部研修・・・主任介護支援専門員更新研修
吉田牧之原ケアマネ連絡会研修
主任ケアマネ連絡会研修
社会福祉協議会実施の各種研修（随時）
静岡県介護支援専門員教協会研修（随時）
行政主催の多職種参加（相互理解）による医療介護の連携等の研修（随時）
- 3 内部研修・・・法人：中堅職員研修、リーダー育成研修
管理者研修、新年度研修、久田講師の研修
グレイス拠点：職員会後の研修（年12回）
高齢者部門での研修、法人内各事業所での研修

※ケアマネの研修計画は各自で目標に対する研修計画を立てる。レベルにあった研修を受け、ケアマネジメントの質の向上を図ります。

X その他

- 1 特定事業所加算を取得できるよう、法人内有資格者の兼務等の体制作りを今後検討していきたい。

2019（平成 31）年度事業計画

牧之原市地域包括支援センターオリーブ

私たちは、牧ノ原やまばと学園の理念に基づき、次のような計画を立て事業を行います。

I 活動指針(主要事業)並びに課題

- 1 自立支援、介護予防・重度化防止を推進する介護予防ケアマネジメント
- 2 地域包括支援ネットワークの構築及び社会資源の開発と活用
- 3 権利擁護に関する支援を行う

(1) 上記1～3の市の運営方針に沿い事業を進めるにつれ、半数以上の職員が入れ替わるので、職種を超えて業務全体を全員で支えるようにしていきたい。また、新任職員も相談業務を習得し、包括の目的や機能を理解し、業務が遂行できるように職員の人材育成をしていきたい。

II 利用者と職員の状況

- 1 利用者(対象者)・・・牧之原市榛原地区在住の概ね65歳以上の高齢者
- 2 職員

職種 有資格	所属	勤務形態	人数
管理者 社会福祉士(みなし)	法人	嘱託/専任	1人
社会福祉士	法人	常勤/専任	1人
主任介護支援専門員	法人	常勤/専任	1人
保健師	市	常勤/専任	1人
実態把握 介護予防マネジメント	法人	常勤/専任	1人
介護予防マネジメント・栄養士	法人	常勤/専任	1人
介護支援専門員(プランナー)	法人	常勤/専任1人 非常勤1人	
事務担当	法人	常勤/兼任	1人

III サービスとケアの内容

- 1 牧之原市の榛原地区の65歳以上の高齢者に対し優先順位を付けて実態把握をしていく。
- 2 総合相談で相談に上るケースに対し、高齢者の権利擁護が守られるように方針を立てる。
- 3 高齢者が、自らの健康保持増進、維持向上に努め、自宅での生活が長く続けられるように本人に合った出かける場所の提案や、生活上のアドバイスをしていく。

IV 防災並びに交通安全

- 1 防災訓練：牧之原市総合防災訓練や 法人合同防災訓練：安否コールによる情報伝達訓練などに参加する。また、BCPの見直し、市への提案をしていく。
- 2 交通安全の意識付け：法定速度厳守、雨天の運転注意、交通安全教室に参加する。緊急時の連絡先、次の行動などを記したフローチャートを車に乗せておく。

V 苦情とその対応、並びに、虐待と思われる事案に対する対応など

- 1 苦情受付窓口を設置し苦情・事故が発生した場合は市及び法人に報告し適切に対処する。
- 2 ヒヤリハットの意識を高め、事故・苦情にならない努力をする。
- 3 虐待と思われる事案が入ったら、3職種中心でマニュアルに沿って早期の対応に努める。また、市に報告、利用者の権利が守られるような早期の対応をしていく。

VI 家族や地域

- 1 訪問時“ええあんばい”他事業のお知らせ、オリーブのリーフレットを配布。
- 2 介護者教室の開催を事業所に移行する為今年度は事業所のバックアップを行う。
家族元気回復事業については引き続き業者やさがら包括と連携を取って進める。
- 3 民協や見守り支え合いネットワーク、サテライト事業所と連携する。
- 4 保健、医療、福祉の専門職、民生委員、ボランティア、社協など地域福祉を支える様々な関係者との連携を図り、ネットワークづくりを行う。
- 5 地域のサロンやシニアクラブに出向き、包括の周知と介護予防や権利擁護の啓発を行う。
- 6 生きがいガーデンこにたの地域への居場所づくりの事業に協力する。

VII 実習生やボランティア

- 1 市と協議の上、個人情報厳守した誓約書を取り交わした後、実習受け入れに協力する。

VIII 職場環境

- 1 市民にとって利便性のある保健福祉センターさざんかに事務所を構えることで、行政の関連部署と円滑な連携ができ、スムーズに相談対応をしていく。また、今年度から生活支援センターとも同じ場所になるので連携をとっていく。
- 2 守秘義務に十分配慮する。

IX 職員の研修

- 1 各専門職種（社会福祉士・保健師・介護支援専門員）等のスキルアップ向上と事業に必要な知識と技術の習得のため、各職種に必要な研修に参加する。
研修の報告をミーティングやカンファレンスを利用して報告をしていく。
- 2 職員はキャリアアップを視野に入れ自己研鑽が出来る研修に1回は参加する。
- 3 包括さがらと共有できる研修に参加した場合は、連絡会を介して学びを共有する。

X その他

- 1 健康管理について(職員)
 - (1) 健康診断を行う。
 - (2) インフルエンザ予防接種を行う。
 - (3) 訪問時はマスク・手指消毒液を携行するなど自己予防に努める。
 - (4) 安心して業務に取り組める環境づくりやストレスチェック等メンタル面でのケアを行う。
- 2 職員の人材育成と配置について、市、法人と協議していく。

2019（平成 31）年度事業計画

介護予防拠点施設
コミュニティセンターぶどうの木

私たちは、牧ノ原やまばと学園の理念に基づき、次のような計画を立て事業を行います。

I 活動方針と課題

1 方針

- (1) 個別性を重視し、一人ひとりの目標を達成できる効果的なプログラムを提供し、要介護状態にならないよう努めます。
- (2) 介護予防の大切さや必要性を理解していただき、自ら自宅や地域において継続的に介護予防に取り組むことができるように支援します。

2 課題

- (1) ぶどうの木での活動が減り地域での居場所づくり等の役割が多くなってきたため、地域の組織や関係機関との連携を強め、介護予防が日常的に継続していける支援体制をつくって行けるかが課題です。

II ご利用者と職員の状況

1 ご利用者

事業種	短時間デイサービス事業	一般介護予防事業	
	概ね2時間以上通所 5単位	通所型フォロー事業 (ほっとサロン)	介護予防普及啓発事業 1,ポイント啓発 2,高齢者の居場所・出番づくり
曜日	火・木 (AM) 水 (PM)・金 (AM・PM)	月曜日 (AM)	
定員	各 15 名	各 15 名	不特定数

2 職員

施設長・管理者（嘱託）	1名	支援員（常勤職員）	1名
支援員（パート兼務）	2名	支援員（パート職員）	2名

III サービスとケアの内容

1 通所型サービス事業：短時間デイサービス「ぶどうの木」

週1回を基本として2時間程度の通所事業を実施します。高齢者の自立を支援し、要介護状態になることの予防又は悪化防止を図り、レクリエーションや軽度な介護予防体操等の活動を行います。

2 一般介護予防事業：①通所型フォロー事業「ほっとサロン」

外出の機会や他者との交流が必要と認められる方が、要介護・要支援状態にならない様にいつまでも自立した生活が送れるよう生活機能の向上を目指します。また、地域資源等の紹介や参加を促し、継続的かつ自主的に取り組めるよう支援します。

3 一般介護予防事業：②地域での高齢者の居場所・出番づくり支援事業

高齢者の生活意欲向上のため、介護予防の知識を学び、地域で気軽に集まる場所を見つけ交流の場として「居場所づくり・地域での仲間づくり」ができるよう支援します。

4 一般介護予防事業：③介護予防のポイント啓発事業

住民主体の団体等へ年に1～2回実施し、継続的に出来るよう介護予防普及啓発や技術指導を行います。

IV 防災並びに交通安全

1 災害

(1) 災害時の職員体制を確立し、有事に備えて職員、ご利用者は年1回防災訓練等を実施します。

(2) 法人全体で安否コールシステム通信訓練を実施し、状況を把握し事業所連携を図ります。

(3) 浸水区域に指定されているため、2階屋内待機を想定し備蓄品を揃え対応します。

2 交通安全

職員は交通安全講習に参加し、利用者送迎中の安全確保を徹底します。また、ご利用者は、毎月1回開催される「婦人交通指導員による交通安全講話」から情報提供を受け、交通安全の意識を高めます。

V 苦情とその対応、並びに、虐待と思われる事案に対する対応など

朝のミーティングやスタッフミーティング（職員会）を活用して、虐待、苦情、事故、リスクについて対応マニュアルに沿って対処できるよう体制を全員が周知し、常に職員間でリスクマネジメントを行い、苦情等の発生を未然に防ぐと共に困った時すぐ相談できる職場環境に努めます。

VI 家族や地域

1 家族に対して

ご家族に対しては、必要に応じて情報交換をし、ご利用者とご家族に対し適切な支援をします。また、月1回のお便りを発行し情報を共有します。

2 地域に対して

『レタスクラブ』との交流を定期的に設け、事業所を超え他者と触れ合う機会をつくります。また、夏休みなど利用して児童と交流しお互いを大切にできる機会をつくります。

VII 実習生やボランティア

積極的に呼びかけを行い、「高齢者の居場所・出番づくり」等にボランティアが関われるよう支援します。また、ボランティア、その他団体等との交流をし連携を図ります。

VIII 環境整備

1 老朽化している建物、設備等の破損や危険性があれば対策について市と協議し適切に対処し、安心して事業が継続できる様管理します。

2 施設周辺の草刈り、草花の美化に取り組み地域から苦言が無いよう努めます。

IX 職員研修

1 より質の高い支援を行なえるよう、スキルを磨きます。

内部研修：法人新年度研修、高齢者事業部研修

外部研修：予防支援に関わる研修

体操・レク・居場所・援助目標とモニタリング・認知症、精神、鬱の学び等

2 研修報告会を開催し職員会の時に45分程度学びの時間をとり理解を深めます。

X その他

1 適切なサービスを提供出来るよう地域包括支援センターとの連携を強めます。

2019（平成31）年度事業計画

介護職員初任者研修

私たちは、牧ノ原やまばと学園の理念に基づき、次のような計画を立て事業を行います。

I 活動方針並びに課題

1 活動方針

障害者および高齢者が、地域で自立した生活を送るために提供されるべきサービス、すなわち、「当事者を主体としたサービス提供の理念」と、「障害者・高齢者に対応できる介護技術」の習得を目的として事業展開し、この事業を通して地域の介護・福祉人材の確保と介護・福祉サービスの向上を図る。

2 課題

- (1) 事業を始めて4年目になる。初年度は募集期間が短いことなどもあって、定員20名に対して、受講生は12名しか集められなかった。一昨年度は定員に近い受講生であったが、昨年度は事務手続きが不慣れであった為、募集期間が短くなってしまった。今年度は、すでに県にも申請書を提出しており募集期間を長くできる見通しなので、定員数に近い受講生の確保を目指す。
- (2) 初年度は、外部の方2名、昨年は1名が受講後、当法人に就職した。また昨年の受講生の中から2名就職希望者がいた。（労働条件等で就職にはならなかった）今年度も外部の方が受講後に、当法人に就職されるようなケアをする。
- (3) 講師の確保が難しくなっている。施設長クラスの職員に講義をお願いしているが、本業に支障をきたさないようにしたい。

II 受講者と職員の状況

- 1 受講生20名を予定。
- 2 事務全般と通信課題対応は、本部事務職員が担当する。
講師は、全員法人内職員とするが、外部講師も検討したい。内部講師の場合、昨年依頼した人を中心に講師を依頼する。
（受講者が12名を超えた場合、演習の科目には、サブ講師をつける）

III サービスの内容

【日程】毎週土曜日。8月スタート。

8月31日（土）から12月14日（土）までの全15回。（11月9日は休み）

（平均の授業時間）午前9時から午後4時半。

【会場】グレイス（都合により聖ルカホーム）

【テキスト】例年同様に、長寿社会開発センターのテキストを使用する。

【修了試験対策】例年同様に、模擬テスト実施する。

X その他

昨年は事務業務を外部に依頼したが本年度は当法人職員が行う為、県への届けなどは慎重に行う。

講師の依頼が困難であると予想されるため、対応を検討したい。